

別添3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領

1. 目的

この要領は、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）をいう。
- (2) 「届出者」とは、並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する者をいう。
- (3) 「届出書等」とは、並行輸入自動車届出書及び添付資料をいう。
- (4) 「二輪自動車等」とは、二輪自動車及び側車付二輪自動車をいう。
- (5) 「車台の製作者」とは、当該並行輸入自動車のシャシに車台番号又はシリアル番号を付与している者をいう。
- (6) 「原動機打刻番号等」とは、原動機に表示された打刻又は鋳造浮出しによる番号及び記号をいう。
- (7) 「技術基準等適合証明書」とは、当該並行輸入自動車技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを当該並行輸入自動車を製作した者が証明した書面をいう。
- (8) 「技術基準等宣言書」とは、当該並行輸入自動車技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることを宣言する書面であって、当該並行輸入自動車の届出者が宣言した書面をいう。
- (9) 「自動車製作者等」とは、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものをいう。
- (10) 「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあつては検査課の長）をいう。
- (11) 「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ① 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
 - ② 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (12) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (13) 「複数台数届出」とは、当該並行輸入自動車を製作した者が同一構造であることを証した複数台数の二輪自動車について、自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸入することを業とするものが行う届出をいう。

3. 届出書等

3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料

本則4-14(2)で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

		並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等 と関連	不明
並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1及びその2））		○	○
添 付 資 料	車両諸元概要表（第2号様式）	△	○
	自動車通関証明書等	○	○
	複数台数届出書（第4号様式）	※1	※1
	同一構造証明書（第5号様式）	※1	※1
保安基準適用年月日の判定資料		○	○

車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料	△	△
外観図	○	○
原動機等に関する資料	△	○
騒音規制への適合性に関する書面等	△	△
排出ガス規制への適合性に関する書面	△	△
技術基準等への適合性を証する書面	△	△
技術基準等宣言書（第7号様式）	△	△
ラベル貼付者確認書（第8号様式）	△	△
座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第9号様式）	△	△
最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書	△	△
走行環境条件付与書	※2	※2
熱害試験結果成績表	△	△
その他書面	△	△

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、－印は該当しないことを示す。

(2) ※1 は、複数台数届出を行う場合は○印、それ以外の場合は一印とする。

(3) ※2 は、自動運行装置を備える自動車は○印、それ以外の場合には一印とする。

(4) 並行輸入自動車の区分は、6.1.に規定する。

(5) 添付資料の詳細は、6.に規定する。

(6) 同一構造の並行輸入自動車の届出書等を同時に提出する場合にあっては、本表における添付資料のうち重複するものについて、いずれかで代表して添付していることを付記することで省略することができる。

3.2. 届出書等の提出方法

(1) 届出書等は、並行輸入自動車1台毎に1部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。

ただし、複数台数の車台番号の記載がある打刻届出書及び同一構造証明書（第5号様式）の提出がある二輪自動車については、1部あたり50台を上限として複数台数届出とすることができるものとし、この場合の届出書等の提出先は地方検査部又は沖縄事務所とする。

(2) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。

ただし、複数台数届出を行う場合にあっては、③の方法に限るものとする。

① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあっては検査課）に直接提出する方法

② 郵送により提出する方法

③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法

(3) 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

4. 届出書等の受理等

4.1. 受理

(1) 提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。

(2) 受理した届出書等に係る自動車が、次の要件を満たすことを確認するものとする。

① 自動車（二輪の小型自動車を除く。）にあっては、法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたことがないこと

② 二輪の小型自動車にあっては、法第60条の規定により車両番号の指定を受けたことがないこと

(3) 3.2. (2) ①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。

(4) 3.2. (2) ①又は②の方法により提出された届出書等にあっては(3)の処理、3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあっては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。

4.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。

この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。

① 3.2.(2)①の方法により提出された届出書等にあつては、口頭により通知する。

② 3.2.(2)②の方法により提出された届出書等にあつては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。

なお、電話等により通知ができない場合にあつては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。

③ 3.2.(2)③の方法により提出された届出書等にあつては、オンライン届出システムにより通知する。

- (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1)②の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から1か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

- (3) あて先不明等の事由により、(1)②なお書き又は(2)なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

4.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則4-14(3)で規定する取下願出書は、第3号様式とする。

- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。

- (3) 3.2.(2)③の方法により提出された届出書等にあつては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。

5. 書面審査の審査日数

書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して11業務日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間、技術基準等適合証明書(第6号様式)の真正性の照会を行っている期間及びWVTAラベル、FMVSSラベル又はCMVSSラベルの真正性の照会を行っている期間は除く。

この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、審査所要日数等を指定することができる。

6. 書面審査

- (1) 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表(第11号様式)に記録するものとする。

- (2) 提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。

① 3.2.(2)①又は②の方法により提出された届出書等であつて書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。

② ①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第10号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。

6.1. 並行輸入自動車の区分

並行輸入自動車の区分は、次に掲げるいずれかとする。

なお、改造により装置が変更されている並行輸入自動車にあつては、変更後の状態で判断するものとする。

- (1) 指定自動車等と関連

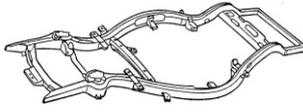
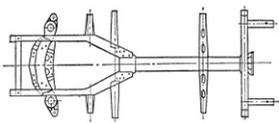
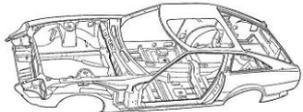
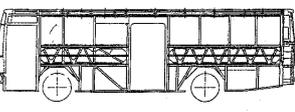
次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と関連」として区分することができる。

① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないものであつて、添付されている自動車製作者等による資料により指定自動車等と関連することが確認できるもの

- ② 二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの

【例】車台番号のうち型式等を表す打刻部分の例

打刻様式 △△△-○○○○○ (型式等を表す打刻：△△△)

	相違項目	
1 自動車の種別（施行規則第2条の規定による。）	普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車	
2 用途（用途区分通達による。）	乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、特種用途自動車	
3 車体の外形	(1) 乗用自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、オートバイ、側車付オートバイ (2) 乗合自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、リヤエンジン、アンダフロア (3) 貨物自動車の場合 ボンネット、キャブオーバ、セミキャブ、ダンプ、バン、ピックアップ、三輪トラック、三輪ダンプ、三輪バン、トラックタ、フルトレーラ、セミトレーラ、ドリー付トレーラ等	
4 車枠	梯子型 	背骨型 
	モノコック型 	セミモノコック型 
5 軸距	モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距	

- (2) 不明

「指定自動車等と関連」以外の並行輸入自動車は、「不明」と区分する。

6.2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その1））

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6.2.1. 「宛名及び届出年月日」欄

届出書等の提出先の事務所長等（複数台数届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長）の宛名、届出年月日が記載されていること。

6.2.2. 「届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（責任者）及び電話番号」欄

届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（責任者）及び電話番号が記載されていること。

6.2.3. 「車名」欄

- (1) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあつては、該当する指定自動車等の車名が記載されていること。
- (2) 「不明」に区分される並行輸入自動車にあつては、「不明」と記載されていること。
ただし、車台の製作者が付与した車名を次のいずれかにより判定できる場合に限り、その車名を記載することができる。
 - ① 車台番号又はシリアル番号の様式が指定自動車等と同一であるものは、指定自動車等の車名
 - ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあつては、打刻届出書に記載されている車名
 - ③ 車両識別番号（VIN）により車名を判断できるものは、その車名
 - ④ 車台番号又はシリアル番号（プレートによる表示を含む。）の解説資料により車名を判断できるものは、その車名

- ⑤ 自動車製作者の製作証明書により車名を判断できるものは、その車名
- ⑥ COC ペーパーにより車名を判断できるものは、その車名
- ⑦ WVTa ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車名を判断できるものは、その車名
- ⑧ 輸出国の権限ある政府機関の発行した自動車検査証又は自動車登録証により車名を判断できるものは、その車名

6.2.4. 「型式」欄

- (1) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「-」を付した型式（-○○-）が記載されていること。
- (2) 「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、「不明」と記載されていること。
ただし、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている型式とする。

6.2.5. 「車台番号又はシリアル番号」欄

- (1) 自動車通関証明書等に記載されている車台番号又はシリアル番号が記載されていること。
ただし、複数台数届出の場合にあっては、当分の間、車台番号に代えて複数台数届出である旨が記載されていけばよい。
- (2) 次のいずれかに該当する車台番号が車台に打刻されている並行輸入自動車は、その番号を車台番号とするものとする。
 - ① 打刻様式及び打刻字体が指定自動車等の車台番号と同一と認められる車台番号
 - ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等にあっては、打刻届出書に記載されている車台番号
 - ③ 自動車製作者等の資料により、当該並行輸入自動車を特定できる車台番号
- (3) (2) 以外の並行輸入自動車及び車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる並行輸入自動車は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。

6.2.6. 「原動機の型式」欄

- (1) 当該並行輸入自動車の原動機の型式が記載されていること。
なお、原動機の型式は、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。
 - ① 原動機打刻番号等の打刻様式及び打刻字体並びに総排気量が指定自動車等と同一の原動機（読み替えにより原動機打刻番号等と原動機の型式が相違しているものを除く。）は、指定自動車等の原動機の型式
 - ② 打刻届出書が提出された二輪自動車等の原動機は、打刻届出書に記載されている原動機の型式
 - ③ 容易に確認することができる原動機打刻番号等により総排気量を判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等
 - ④ 原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであって、当該原動機打刻番号等に係る資料により総排気量を判定できる原動機は、その原動機打刻番号等
 - ⑤ 原動機打刻番号等が容易に確認することができるものであって、当該原動機打刻番号等に係る資料により当該並行輸入自動車に搭載されている原動機であることが判定できる原動機は、当該原動機打刻番号等（最大 24 桁までとする。）
- (2) (1) 以外の原動機は、現車審査終了後、職権による打刻が必要である旨を運輸支局等へ通知するものとする。

6.2.7. 「総排気量又は定格出力」欄

内燃機関を原動機とする自動車にあっては総排気量、電力により作動する原動機のみを有する自動車にあっては定格出力が記載されていること。

この場合において、原動機の総排気量又は定格出力は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。

なお、総排気量に変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。

- ① 6.2.6. (1) ①により原動機の型式の判定を行った原動機は、指定自動車等と同一の総排気量又は定格出力
- ② 原動機打刻番号等又はプレートに表示された記号若しくは番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機は、その資料の総排気量又は定格出力
- ③ 打刻、鋳造浮出し又はプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機は、その総排気量又は定格出力
- ④ 車台番号又はシリアル番号に係る資料により総排気量又は定格出力を特定できる原動機は、その資料の総排気量又は定格出力
- ⑤ 自動車製作者により車台に貼付されたプレートにより総排気量又は定格出力が表示されている原動機は、

その総排気量又は定格出力

- ⑥ 資料又は実測によりシリンダー内径、ピストン行程及び気筒数が確認された原動機は、次に掲げる算式により算出した総排気量（単位はℓとし、小数第2位（小数第3位切り捨て）までの値とする。）

$$\text{総排気量 } V = \frac{D^2 \times L \times N \times \pi}{4} \times 10^{-6}$$

ただし、

D：内径（mm）

L：行程（mm）

N：気筒数

π：円周率（3.14とする。）

〈備考〉

- ・内径及び行程については、小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。
- ・インチからmmの換算については、インチ×25.4で換算した小数第1位（小数第2位切り捨て）までの値とする。

6.2.8. 「種別」欄

「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかに○印が付されていること。

6.2.9. 「用途」欄

「乗用」、「乗合」、「貨物」、「特種」又は「建設機械」のいずれかに○印が付されていること。

ただし、大型特殊自動車であって建設機械に該当しないものについては、記載を要しない。

6.2.10. 「車体の形状」欄

本則 5-3-8 の規定に基づき記載されていること。

なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の並行輸入自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。

- ① 乗車空間に屋根がない又は A ピラーを除く支柱がなく、布等でできた覆いにより屋根を形成する自動車については、「幌型」とする。

- ② ①以外の自動車については、「箱型」とする。

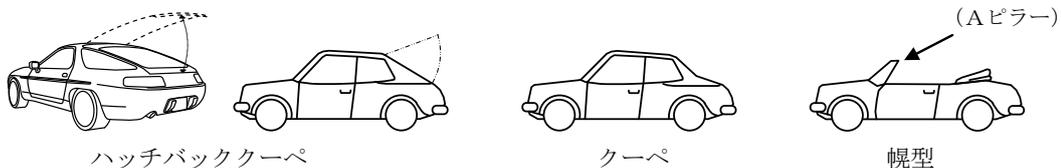
ただし、座席を有する乗車空間とトランクを仕切らずに乗車空間と一体化させ、かつ、次のア又はイを満たすものは、「ステーションワゴン」とすることができる。

なお、ハッチバッククーペを含むクーペ形状に類する形状については、ステーションワゴンと分類しないものとする。

ア 運転者席後方に2列以上の座席を有するもの

イ 運転者席後方に座席を有するものであって、後席後方の屋根が車両の最後尾付近までであるもの

（参考図）



6.2.11. 「並行輸入自動車の区分」欄

「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかに○印が付されているとともに、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあつては、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。

6.2.12. 「保安基準適用年月日」欄

当該並行輸入自動車の保安基準適用年月日及び判定資料の種類が記載されていること。

なお、複数台数届出であつて当該届出中の自動車の保安基準適用年月日が異なる場合は、当分の間、保安基準適用年月日が最も新しい自動車のものが記載されていればよい。

6.2.13. 「その他」欄

- (1) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあつては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無及び相違している構造・装置が記載されていること。
- (2) 当該並行輸入自動車の基準適用日よりも先取り適用する基準がある場合には、その旨が記載されていること。
- (3) 当該並行輸入自動車の最高速度に応じて適用しない基準がある場合には、その旨及び最高速度が記載されて

いること。

- (4) 事業用自動車として保安基準への適合性を判断する乗車定員が 11 人以上の乗合自動車にあつては、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車のいずれかの自動車として規定を適用する旨が記載されていること。

また、車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。

- (5) 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。
- (6) 当該並行輸入自動車を輸入した後、本邦において物品積載装置その他の架装等を行ったものは、その内容が記載されていること。

6.3. 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6.3.1. 「車台番号又はシリアル番号の打刻等」欄

- ① 車台番号又はシリアル番号の打刻等の位置が記載されていること。
- ② 車台番号又はシリアル番号の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

ただし、複数台数届出の場合にあつては、これらを省略することができる。

なお、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。

この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6.3.2. 「原動機打刻番号等」欄

- ① 原動機打刻番号等の位置が記載されていること。
- ② 原動機打刻番号等の打刻字体等が鮮明に確認できる拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

ただし、複数台数届出の場合にあつては、原動機打刻番号等の拓本又は写真の貼付又は添付を省略することができる。

なお、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。

この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6.4. 車両諸元概要表（第2号様式）

- (1) 当該並行輸入自動車の構造・装置が適切に確認できるように記載されていること。

なお、記載要領は別紙によるものとする。

- (2) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であつて、車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。

6.5. 自動車通関証明書等

- (1) 次に掲げるいずれかの書面の写しが添付されていること。

- ① 自動車通関証明書（通関証明書を除く。ただし、自動車の車台又は原動機のみを輸入したものではなく、自動車として通関したことが確認されたものにあつてはこの限りでない。）
- ② 税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）
- ③ 打刻届出書（二輪自動車等に限る。）

- (2) 現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

なお、複数の並行輸入自動車の記載がある二輪自動車等の自動車通関証明書等にあつては、同証明書等の写しに輸入者（打刻届出書にあつては、打刻の届出者）が原本と相違ない旨の記載又は原本と照合した旨の記載及び印鑑を押印し又は署名したものをもって、原本に代えることができる。

6.6. 複数台数届出書（第4号様式）

複数台数届出を行う自動車の車台番号が記載されていること。

6.7. 同一構造証明書（第5号様式）

- (1) 同一構造証明書は、当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであり、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。

この場合において、電子署名が付与された同一構造証明書の電磁的記録が提出された場合にあつては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。

なお、写しが提出された場合にあっては、書面審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。

- (2) 同一構造証明書に記載されている車台番号は、複数台数届出書に記載されているものと一致していること。
- (3) 同一構造証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、届出者に対し「同一構造証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

6.8. 保安基準適用年月日の判定資料

- (1) 次表の左欄に掲げるいずれかの書面が添付されていること。

この場合において、それぞれの書面により判定する保安基準適用年月日は、同表右欄の日とする。

書面の種類	保安基準適用年月日
① 日本国外務省が発行した登録証（在日外国政府大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものに限る。）の写し	当該書面に記載された登録年月日
② 自動車通関証明書の写し	当該書面に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）
③ 税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入した自動車を除く。）の写し	当該書面に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）
④ 打刻届出書（二輪自動車等に限る。）の写し	国における当該書面の受理年月日
⑤ 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては日本国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
⑥ 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
⑦ 当該並行輸入自動車を製作した者が発行した製作日証明書の写し	当該書面に記載された製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
⑧ COC ペーパーの写し	当該書面に記載された製作年月日
⑨ 船荷証券又は航空貨物証書の写し	当該書面に記載された輸出年月日
⑩ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真（記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影したものであること。）	当該ラベルに記載された製作年月の末日
⑪ 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料（自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものに限る。）	当該書面に記載された製作年の末日
⑫ 自動車製作者等の資料（昭和 47 年以前（二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては平成 10 年以前）に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものに限る。）	当該書面に記載された製作年の末日

- (2) (1) ①から⑨までに掲げるものを保安基準適用年月日の判定資料として活用する場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。
- (3) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、6.14.4. (3) に準じて本部に照会のうえ判断するものとする。

6.9. 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料

車台番号又はシリアル番号の様式の解説が確認できるものであること。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。

- ① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、車台番号又はシリアル番号の様式が、一連番号等を除き該当する指定自動車等と同一の場合
- ② 車台番号又はシリアル番号の様式の解説によって、次に掲げる事項を判定しない場合
 - ア 車名
 - イ 保安基準適用年月日
 - ウ 原動機の総排気量
 - エ 適用する保安基準を特定するための自動車の用途等の区分
 - オ 試験成績書に記載されている試験自動車との同一性

6.10. 外観図

新規検査等を受検する状態、かつ、保安基準に適合している状態の外観の形状が明確に確認できるものであること。

この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。

6.11. 原動機等に関する資料

- (1) 内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量（総排気量が変化するものにあつては、その範囲）、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。

この場合において、6.2.7.⑥に掲げる算式による総排気量計算書は、総排気量の資料とする。

- (2) 電力により作動する原動機のみを有する自動車にあつては、定格出力が確認できるものであること。

- (3) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。

- ① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であつて、搭載されている原動機等の(1)又は(2)に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料
- ② 総排気量が表示されているプレート又は鋳造浮出しを現車審査の際に確認できる場合には、総排気量の資料

6.12. 騒音規制への適合性に関する書面等

[マフラー加速騒音規制]

6.12.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等

保安基準適用年月日が平成22年4月1日以降の内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び6.12.2.の書面を提出する自動車を除く。）について適用する。

- (1) 二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
- ② 消音器に表示されているUN R9、UN R41又はUN R92に基づくⓂマークを撮影した写真
- ③ 消音器に表示されている欧州連合指令78/1015/EEC又は欧州連合指令97/24/EECに基づくⓂマークを撮影した写真
- ④ COCペーパーの写し
- ⑤ WTAラベルを撮影した写真
- ⑥ UN R41に基づく認定証の写し
- ⑦ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づくⓂマークを撮影した写真
- ⑧ EU加盟国の自動車検査証等の写し（EU加盟国以外の国において生産された自動車には適用しない。）

- (2) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
- ② 消音器に表示されているUN R51又はUN R59に基づくⓂマークを撮影した写真
- ③ 消音器に表示されている欧州連合指令70/157/EECに基づくⓂマークを撮影した写真
- ④ COCペーパーの写し
- ⑤ WTAラベルを撮影した写真
- ⑥ UN R51に基づく認定証の写し
- ⑦ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51に基づくⓂマークを撮影した写真
- ⑧ EU加盟国の自動車検査証等の写し（EU加盟国以外の国において生産された自動車には適用しない。）

- (3) 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、(1) 及び (2) に規定するいずれかの書面等により、加速走行騒音を有効に防止することが確認できるものであること。
- (4) 消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、当該資料等を消音器に表示されている®マーク又は©マークを撮影した写真に代えることができる。
- (5) (1) ④から⑧まで又は(2) ④から⑧までのいずれかの書面等が添付されている場合には、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されていること。
- ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。
- なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあつては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。

6.12.2. UN R41 又は UN R51 への適合性に関する書面等

(1) から (5) に規定する保安基準適用年月日にかかわらず、6.2.13. (2) に基づく記載がされている場合にあつては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。

[UN R41-04 (平成 26 年騒音規制)]

- (1) 保安基準適用年月日が平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-9-2-2 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)
- ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。
- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
 - ② 技術基準等適合証明書
 - ③ COC ペーパー (騒音情報欄に UN R41-04 の記載があるものに限る。) の写し
 - ④ WVTA ラベルを撮影した写真 (車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)
 - ⑤ UN R41-04 に基づく認定証の写し
 - ⑥ UN R41-04 に基づく®マークを撮影した写真

[UN R41-04 (平成 28 年騒音規制)]

- (2) 保安基準適用年月日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)
- ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。
- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
 - ② 技術基準等適合証明書
 - ③ COC ペーパー (騒音情報欄に UN R41-04 の記載があるものに限る。) の写し
 - ④ WVTA ラベルを撮影した写真 (車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)
 - ⑤ UN R41-04 に基づく認定証の写し
 - ⑥ UN R41-04 に基づく®マークを撮影した写真

[UN R41-05 (平成 28 年騒音規制)]

- (3) 保安基準適用年月日が令和 6 年 9 月 1 日以降の二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、④又は⑤のいずれかに限る。)
- ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。
- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
 - ② 技術基準等適合証明書
 - ③ COC ペーパー (騒音情報欄に UN R41-05 の記載があるものに限る。) の写し
 - ④ UN R41-05 に基づく認定証の写し
 - ⑤ UN R41-05 に基づく®マークを撮影した写真

[UN R51-03 フェーズ 2 (平成 28 年騒音規制)]

(4) 保安基準適用年月日が令和 5 年 4 月 1 日 (貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 9 月 1 日) から令和 8 年 10 月 7 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 7 日) までの自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-13-2-2(1)①の規定 (規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
- ② 技術基準等適合証明書
- ③ UN R51-03 に基づく認定証の写し
- ④ UN R51-03 に基づく㊟マークを撮影した写真+COC ペーパーの写し
- ⑤ COC ペーパーの写し+UN R51-03 を適用して車両型式認可を受けていることを示す資料

[UN R51-03 フェーズ 3 (平成 28 年騒音規制)]

(5) 保安基準適用年月日が令和 8 年 10 月 8 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて技術的最大許容質量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて技術的最大許容質量が 3.5t を超えるものにあつては令和 9 年 10 月 8 日) 以降の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-2(1)②の規定 (規定中「UN R51-03-S8」とあるのは、「UN R51-03-S6」と読み替えることができる。) に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあつては、①、②又は③のいずれかに限る。)

ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。

- ① 加速走行騒音試験結果成績表の写し
- ② 技術基準等適合証明書
- ③ UN R51-03 に基づく認定証の写し
- ④ UN R51-03 に基づく㊟マークを撮影した写真+COC ペーパーの写し
- ⑤ COC ペーパーの写し+UN R51-03 を適用して車両型式認可を受けていることを示す資料

[共通事項]

(6) (1) から (5) のいずれかの適用される規定により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されていること。(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。)

(7) 過回転防止装置を備えた自動車にあつては、過回転防止装置の作動回転数が確認できる資料が添付されていること。

6.12.3. 適合性に関する書面等の取扱い

(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」(平成 22 年 2 月 5 日付け国自環第 248 号) に定める加速走行騒音試験結果成績表であつて、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行したものであり、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。

- ① 公益財団法人日本自動車輸送技術協会
(住所) 東京都新宿区四谷 3-2-5
- ② 一般財団法人日本車両検査協会
(住所) 東京都北区豊島 7-26-28
- ③ 一般財団法人日本自動車研究所
(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30
- ④ 株式会社 JQR
(住所) 神奈川県厚木市旭町五丁目 45 番 14 号

(2) 加速走行騒音試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、30 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。

なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「30 台に 1 台」を「60 台に 1 台」に読み替えることができる。

- ① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
 - ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音試験の成績が基準値以下で安定していること。
この場合において、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が輸入する自動車にあっては、前段の要件に該当するものとする。
- (3) 提出される書面等に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと一致していること。
- (4) 排出ガス試験結果成績表が提出された場合にあっては、加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。
ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあっては、この限りでない。
- (5) 技術基準等適合証明書（第 6 号様式）は、6.14.2. に準ずるものとする。
- (6) 加速走行騒音試験結果成績表の写し又は COC ペーパーの写しが提出された場合は、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。
- (7) 複数台数届出の場合にあっては、当該届出中の 1 台の車台番号と一致する騒音ラベル（6.12.2. の規定を適用する場合に限る。）及び WVTA ラベル（騒音規制への適合性に関する書面として WVTA ラベルを活用する場合に限る。）の写真が添付されていればよい。
なお、これらのラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。

6.13. 排出ガス規制への適合性に関する書面

排出ガス規制が適用される自動車について適用する。

6.13.1. 適合性に関する書面の種類

次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。

- ① 排出ガス試験結果成績表の写し
- ② 排出ガス基準適合証明書
- ③ 技術基準等適合証明書（UN R154 に適合することを証するものであって、複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足する旨の記載があるものに限る。）
- ④ UN R154 に基づく認定証（複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。）の写し
- ⑤ 道路運送車両の保安基準第 31 条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有しているものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面（次に掲げる自動車に限る。）
 - ア 保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条、第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は本則 7-5-2 に該当する普通自動車及び小型自動車
 - イ 空港整備法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条第 1 項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）
 - ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであって、車両総重量 5t を超え、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は 3 軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの

6.13.2. 適合性に関する書面の取扱い

- (1) 排出ガス試験結果成績表は、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成 3 年 6 月 28 日付け地技第 168 号）に定める排出ガス試験結果成績表であって、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行したものであること。

なお、現車審査が終了するまでの間に届出者又は受検者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

- ① 公益財団法人日本自動車輸送技術協会
（住所）東京都新宿区四谷 3-2-5
- ② 一般財団法人日本車両検査協会

- (住所) 東京都北区豊島 7-26-28
- ③ 一般財団法人日本自動車研究所
(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30
- ④ 公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所
(住所) 東京都江東区新砂 1-7-5
- (2) 排出ガス試験結果成績表は、次によるものであること。
- ① 排出ガス試験結果成績表は、1 台毎に試験を行ったものであること。(②又は③の自動車を除く。)
- ② 普通自動車及び小型自動車(二輪自動車等を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの並びに軽自動車の排出ガス試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、10 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。
なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「10 台に 1 台」を「20 台に 1 台」に読み替えることができる。
- ア 設計・生産時に意図した仕向地における排出ガス対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
- イ 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、排出ガス試験の成績が基準値以下で安定していること。
この場合において、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が輸入する自動車にあつては、前段の要件に該当するものとする。
- ウ 軽油を燃料とする自動車にあつては、JC08H モード法及び JC08C モード法を適用していること。
- ③ ガソリンを燃料とする二輪自動車等の排出ガス試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、10 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。
- (3) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、本則 7-58-1 (2) の規定に基づき、当該並行輸入自動車が該当する車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一であること。
- (4) 提出される書面に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと一致していること。
- (5) 技術基準等適合証明書(第 6 号様式)は、6.14.2. に準ずるものとする。
- (6) 排出ガス基準適合証明書は、全ての箇所(FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可)に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。
なお、3.2. (2) ③の方法により写しが提出された場合にあつては、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。
- (7) 6.13.1. ⑤の書面は自動車製作者による試験結果を表す書面とし、次に掲げる要件を満たすものであること。
- ① 当該並行輸入自動車を製作した者が発行したものであって、自動車製作者の所在地、連絡先及び証明者の署名が記載されていること。
- ② 当該並行輸入自動車以外の自動車により実施した試験結果を表す書面が添付されている場合には、それらの自動車の構造等が同一であることを証明した書面が添付されていること。
- ③ ②の場合であつて、当該並行輸入自動車と試験を実施した自動車の構造又は性能等が異なる場合には、試験結果に影響がないことを証明した書面が添付されていること。

6.13.3. 特種用途自動車における排出ガス規制の適用

特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される排出ガス規制を適用するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。

- ① 車両識別番号(VIN)が乗用車部門に区分されているもの。なお、米国製の自動車又は仕向地が米国である自動車に係る乗用車部門の区分については、米国保険犯罪局(NICB)発行の乗用車識別要領(Passenger Vehicle Identification Manual)の区分によるものとする。
- ② COC ペーパーに記載されたカテゴリが M₁又は M₂(乗車定員 10 人以下のものに限る。)であるもの
- ③ 車台番号又はシリアル番号の様式解説及び説明資料(カタログ等)により乗用車であると判定できるもの
- ④ 当該並行輸入自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるもの

6.14. 技術基準等への適合性を証する書面

6.14.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類

(1) 技術基準等への適合性を証する書面は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであり、次に掲げるいずれかの書面であること。

なお、⑤、⑥又は⑧に掲げる書面により技術基準等への適合性を証する場合（(2)の場合を除く。）にあつては、自動車製作者等が発行した書面が添付されたものであること。

- ① 当該並行輸入自動車又は当該装置の試験成績書の写し
- ② 同一構造を有する自動車の試験成績書の写し
- ③ 技術基準等適合証明書（第6号様式）
- ④ 協定規則に基づく認定証の写し
- ⑤ 当該並行輸入自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書
- ⑥ 当該並行輸入自動車と他の自動車の比較による適合説明書
- ⑦ 計算による適合説明書
- ⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面

(2) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について、別表第1に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る部位に変更がない場合に限り、(1)⑧の書面として取扱うものとする。

ただし、少数生産車の場合には、「COC ペーパー」、「WVTA ラベル」及び「EU 加盟国の自動車検査証等」は適用しない。

(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則7-27-1(1)、(3)及び7-113-2(1)に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る(1)⑧の書面として取扱うものとする。

- ① 当該並行輸入自動車の構造・装置が、技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている場合
- ② 当該並行輸入自動車の構造・装置が、装置型式指定を受けた構造・装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている場合
- ③ 当該並行輸入自動車の構造・装置が、②に準ずる性能を有する場合

(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第1の規定（「◇現車審査時において」の記載部分に限る。）により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものであつて、その旨を説明する資料が添付されている場合には、当該技術基準等に係る(1)⑧の書面として取扱うものとする。

6.14.2. 技術基準等適合証明書（第6号様式）

(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。

なお、3.2.(2)③の方法により写しが提出された場合にあっては、現車審査（複数台数届出の場合にあつては書面審査）が終了するまでの間に届出者に対し原本の提出を求めるものとする。

また、様式については第6号様式に準ずるものであつてもよく、EメールアドレスはFAX番号に代えることができる。

(2) 電子署名が付与された技術基準等適合証明書の写しであつて、署名欄に電子署名が付与されている旨が記載されているものは、原本に代えることができる。

この場合、電子署名が付与された技術基準等適合証明書の電磁的記録を自動車製作者等から本部へ電子メールにより送信することを求めるものとする。

なお、3.2.(2)③の方法により電子署名が付与された技術基準等適合証明書の電磁的記録が提出された場合にあっては、当該電磁的記録を原本として取扱うものとする。

(3) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書（電子署名が付与されたものを除く。）にあつては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したものをもち、原本に代えることができる。

- ① 提出された技術基準等適合証明書の原本に受付印を押印し、受付年月日及び受付番号を記入する。
- ② ①の写しに原本と照合済である旨の表示及び受付印の押印を行い、原本との割印を受付印により行ったうえで、届出者に当該写しを返付する。

【処理例】 提出された原本 返付する写し



- (4) 技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準への適合性が記載され、かつ、その記載に係る証明が真正なものと判断できる場合には、当該並行輸入自動車に当該技術基準等に適合していると判断するものとする。
- (5) 技術基準等適合証明書が真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、届出者に対し「技術基準等適合証明書の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

6.14.3. 試験成績書

- (1) 試験成績書は、次に掲げる試験機関が発行したものであること。
 - ① 一般財団法人日本自動車研究所
(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30
 - ② 別表 2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関
 - ③ 「内装材の難燃性の検査方法について」(平成 6 年 3 月 18 日付け自技第 40 号)に定める機関(内装材の難燃性に係る試験成績書に限る。)
 - ④ 当該試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる機関
- (2) 試験成績書は、次のいずれにも該当するものであること。
 - ① 原則、別添 1「試験規程」に規定されている試験成績書の様式であって、試験計測データが記載されているものであること。
 - ② 本則 4-18 に規定する破壊試験の試験成績書にあつては、次の書面が添付されたものであること。
 - ア 試験自動車の試験実施前の写真であつて、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一であることが確認できるもの
 - イ 試験実施後の試験自動車の構造・装置の状況が確認できる写真
- (3) 試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、当該技術基準等に係る部位について、試験自動車の構造・装置と当該並行輸入自動車の構造・装置が同一であること。
- (4) 試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等に適合していることが確認できる場合には、当該並行輸入自動車に当該技術基準等に適合していると判断するものとする。
- (5) 別表 2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2)の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車に当該技術基準等に適合していると判断するものとする。
- (6) 試験成績書の写しに疑義が生じた場合には、届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

6.14.4. WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル

- (1) WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを技術基準等への適合性を証する書面として活用する場合は、記載されている文字等が明確に確認できるように正対して撮影した写真が添付されていること。
- (2) 複数台数届出の場合にあつては、当該届出中の 1 台の車台番号と一致する WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルの写真が添付されていけばよい。
 なお、このラベルは、当該届出中の全ての自動車において同一の様式であること。
- (3) WVTA ラベル、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが真正なものであるか疑義がある場合には、別途定める方法により本部に照会のうえ判断するものとする。
 なお、届出者に対し「ラベルの真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間につ

いては書面審査の審査日数の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

6.15. 技術基準等宣言書（第7号様式）

技術基準等宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。

この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあつては、提出を要しない。

6.16. ラベル貼付者確認書（第8号様式）

6.14.4. (3) の本部照会の結果、追加書類が必要との指示があつた場合には、届出者にラベル貼付者確認書の提出を求めるものとする。

なお、ラベル貼付者確認書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されているものであること。

6.17. 座席ベルト非装着時警報装置構造確認書（第9号様式）

本則 7-45 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。

ただし、令和2年8月31日以前に製作された自動車については提出を要しない。

6.18. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書

本則 7-6-1 (3) ②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに掲げる自動車にあつては、書面を省略することができる。

- ① 本則 7-6-1 (5) に掲げるもの
- ② 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であつて高さが 2.0m 以下のもの
- ③ 車両総重量が 3.5t 以下、かつ、高さが 2.0m 以下の被牽引自動車

6.19. 走行環境条件付与書

(1) 走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、当該並行輸入自動車の車台番号又はシリアル番号と同一であること。

(2) 現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

6.20. 熱害試験結果成績表

保安基準適用年月日が昭和 50 年 4 月 1 日以降のガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合に作動するように備えられる警報装置について適用する。

ただし、次の自動車を除く。

- ① 二輪自動車及び大型特殊自動車
- ② 当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車
- ③ 断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車

(1) 熱害試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が発行したものであること。

なお、現車審査が終了するまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。

- ① 公益財団法人日本自動車輸送技術協会
(住所) 東京都新宿区四谷 3-2-5
- ② 一般財団法人日本車両検査協会
(住所) 東京都北区豊島 7-26-28
- ③ 一般財団法人日本自動車研究所
(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30
- ④ 公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所
(住所) 東京都江東区新砂 1-7-5

(2) 熱害試験結果成績表に記載されている試験実施車両の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものと様式・記号（一連番号を除く。）が一致していること。

ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違内容が、自動車型式認証実施要領附則 1「自動車等の同一型式判定要領」の別表第 1 に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないことが添付資料により確認できる場合にあつては、この限りでない。

(3) 熱害試験結果成績表に記載されている総排気量、変速機及び一酸化炭素等発散防止装置は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。

(4) 熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車が該当する車両総重量の範囲に

係る等価慣性重量と同一であること。

熱害試験結果成績表の等価慣性重量

ランク	車両総重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	～ 562	500
2	563 ～ 687	625
3	688 ～ 812	750
4	813 ～ 937	875
5	938 ～ 1125	1,000
6	1126 ～ 1375	1,250
7	1376 ～ 1625	1,500
8	1626 ～ 1875	1,750
9	1876 ～ 2125	2,000
10	2126 ～ 2375	2,250
11	2376 ～ 2625	2,500
12	2626 ～ 2875	2,750
13	2876 ～ 3250	3,000
	以下 500kg とび	

- (5) 熱害試験結果成績表に記載されている試験結果は、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合していること。

6.21. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。

この場合において、最遠軸距が 5.0m 以下の自動車にあつては、最小回転半径計算書を省略することができる。

- (2) 当該並行輸入自動車別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲の改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があつた場合には、同別添の別表第 2 に掲げる添付資料のうち、装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分の保安基準への適合性審査に必要な資料の提出を求めるものとする。

- (3) 当該並行輸入自動車別添 2「新規検査等書面審査要領」3.2.(4) に掲げる構造に該当する場合には、同別添の 4.1. に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。

なお、当該部分の審査にあつては同別添に準じて行うものとする。

- (4) 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に本邦において物品積載装置その他の架装等を行った旨の記載がある場合は、当該並行輸入自動車に適用される技術基準等について 6.14.1.(1) の書面の有効性を説明する資料の提出を求めるものとする。

- (5) 特種用途自動車にあつては、用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できる資料の提出を求めるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。

① 車体の形状毎の構造要件に関する書面

ア 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）

イ 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合

② 使用者の事業等に関する書面

ア 予備検査の場合であつて、新規登録時に当該書面を提示する旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載した場合

イ 届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査の際に提示する旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載した場合

- (6) 大型特殊自動車にあつては、必要に応じ、特殊用途の目的及び特殊構造に関する資料の提出を求めるものとする。

- (7) 専ら土砂等を運搬するダンプ車にあつては、荷台の内側の寸法に関する資料の提出を求めるものとする。

ただし、外観図に荷台の内側の寸法が記載されている場合にあつては、この限りでない。

- (8) 本則 7-105 の 2-1 に規定する自動車にあつては、次に掲げる内容が確認できる資料の提出を求めるものとする。
- ① 車両後退通報装置の通報音発生装置の取付位置
 - ② 車両後退通報装置の作動を停止させる機能の有無
 - ③ 音声信号を用いる車両後退通報装置の有無及び音声信号によるメッセージ内容
- (9) 特段の必要がない場合には省略することができる。

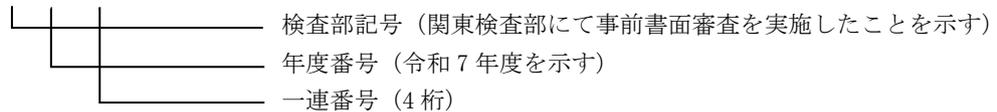
7. 書面審査の決裁等

7.1. 書面審査結果の起案

- (1) 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第 10 号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。
- この場合において、少数生産車の場合には、車台番号又はシリアル番号の 3 桁目に○印を付すものとする。
- (2) 複数台数届出の場合にあつては、第 10 号様式中の「その他」欄に並行輸入自動車事前審査管理番号を記載するものとする。
- なお、並行輸入自動車事前審査管理番号は、検査部記号、ハイフン、年度番号、ハイフン及び一連番号（4 桁）を組み合わせたものとし、構成は次のとおりとする。

(例) 関東検査部の場合

KNT-07-0001



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	HKD	近畿検査部	KNK
東北検査部	THK	中国検査部	CGK
関東検査部	KNT	四国検査部	SKK
北陸信越検査部	HKR	九州検査部	KYS
中部検査部	CBU	沖縄事務所	OKN

- (3) の確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、地方検査部又は沖縄事務所の長は管轄する地方事務所に対し、稟議方法を指定することができる。

7.2. 書面審査結果の決裁等

7.1. により事務所長等（複数台数届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

7.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 複数台数届出の場合にあつては、届出者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ（第 12 号様式）を交付するとともに、現車審査時に当該書面及び原本照合が必要な書面の提示が必要な旨を通知するものとする。

この際、届出者に対し当該事前審査管理番号の有効期限（書面審査が終了した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年とする。）を通知するものとする。

7.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。

8. 現車審査

- (1) 現車審査（(2) の審査を除く。）は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び 8.1. から 8.7. までに掲げる規定に基づき実施するものとする。

この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」（二輪自動車等以外のものであつて、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。）及び「乗車定員」（技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。）に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず

ず書面審査を無効とし、4.3.による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとする。

- (2) 複数台数届出が行われた自動車の現車審査は、受検者に対し並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ(第12号様式)の提示を求め、当該事前審査管理番号に係る届出書等を用いて、本則4-7及び8.1.から8.7.までに掲げる規定に基づき実施するものとする。

この場合において、第10号様式中の「現車審査における指示事項」欄に原本の照合を行うべきことが記載されている書面について受検者に対し原本の提示を求め、書面審査が終了した届出書等と照合すること。

なお、書面審査が終了した届出書等と当該並行輸入自動車の構造・装置に技術基準等に影響のある相違がある場合には、書面審査を行った地方検査部又は沖縄事務所に連絡するものとする。

8.1. 車名

次のいずれかに該当する場合は、6.2.3.(1)及び(2)にかかわらず、車名を「不明」とする。

- ① 当該並行輸入自動車の車台番号の字体及び様式が、車名判定を行った車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合
- ② 二輪自動車等であって、車台の特徴が次のいずれかに該当する等、車台の製作者が製作する車台のものと明らかに相違している場合
 - ア ハンドルポスト部又はフレームパイプの主要接合部が鋳物から鋳物以外に変更されているもの
 - イ 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないものであって、前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作されたことが資料等(車台の製作者の証明、カタログ又はその他資料等)により確認できないもの

8.2. 騒音規制への適合性

8.2.1. 書面等との一致

- (1) 本則7-56において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6.12.の書面等との一致が確認できなければならない。

この場合において、加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものにあつては、当該加速走行騒音試験結果成績表中の次に掲げる項目と受検車両が同一であることを確認するものとする。

- ① 原動機の型式(原動機の型式が記載されていない場合にあつては、添付資料中の原動機外観写真に代えることができる。)
 - ② 騒音防止装置欄に記載された装置の種類及び個数
 - ③ 添付資料中の騒音防止装置に係る外観写真
- (2) (1)の確認を行う場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。

8.2.2. 車両重量又は車両総重量の確認

- (1) 6.12.1.を適用した自動車(加速走行騒音試験結果成績表が提出されたものに限る。)にあつては、受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重いもの若しくは軽いものであつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内であること。

- (2) 6.12.2.を適用した自動車であつて次に掲げるものは、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。

- ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの(三輪自動車を除く。)にあつては、±10%の範囲
- ② 二輪自動車にあつては、±20kgの範囲

8.3. 排出ガス規制への適合性

6.13.1.の規定に基づき提出された書面については、次の8.3.1.から8.3.3.までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。

8.3.1. 排出ガス試験結果成績表

- (1) 排出ガス試験結果成績表に記載されている一酸化炭素等発散防止装置、変速機は、当該並行輸入自動車のものと同一でなければならない。

この場合において、排出ガス試験結果成績表中の変速機の別は、次のとおりとする。

- ① 変速機の「手動」とは、動力伝達系統にトルクコンバータを有さず、かつ、変速段の切換を手動で行う変速機をいう。

- ② 変速機の「自動」とは、変速段の切換が自動的に行われる変速機をいう。
- (2) JE05 測定モード、WHTC 測定モード及び二輪自動車等 WMTC モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の車両重量が該当する本則 7-58-1 (2) の表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。
- この場合において、当該自動車について単数又は複数の軸ごとに計測して車両重量を算出するときであって、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量の範囲の下限値と算出した車両重量との差が単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値を下回るときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。
- なお、車両重量を 1 回で計測することができるときは、「算出した車両重量」を「車両重量」と、「単数又は複数の軸ごとに計測した回数に 10kg を乗じた値」を「10kg」とそれぞれ読み替えて適用する。
- また、二輪自動車等のうち WMTC モードにより排出ガス試験を実施したものにあっては、当該自動車の排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量に対応する本則 7-58-1 (2) の表の等価慣性重量に係る車両重量と算出した車両重量との差が、+10kg 以内又は-20kg 以内であるときは、当該自動車に係る等価慣性重量は、排出ガス試験結果成績表に記載された等価慣性重量と同一であるとみなすものとする。
- (3) JE05 測定モード及び WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した自動車にあっては、次のいずれかに適合するものでなければならない。
- ① 機械式慣性のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、当該並行輸入自動車の試験自動車重量が、本則 7-58-1 (2) の表の試験自動車重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。
 - ② 機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用した場合は、排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量と当該並行輸入自動車の試験自動車重量との相違は、以下の範囲になければならない。
 - ア 当該成績表に記載されている等価慣性重量が 4,000kg 未満の場合は、等価慣性重量+125kg から等価慣性重量-124kg の範囲
 - イ 当該成績表に記載されている等価慣性重量が 4,000kg 以上の場合は、等価慣性重量+250kg から等価慣性重量-249kg (下限が 3,875kg 未満となる場合は、3,875kg と読み替える。) の範囲

8.3.2. 排出ガス基準適合証明書

排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

8.4. 技術基準等への適合性

- (1) 次に掲げる場合には、技術基準等への適合性が確認できないものとして取扱う。
- ① 6.14. の書面等との一致が確認できない又は相違している場合
 - ② 技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と相違している場合
- (2) 本則 7-15 から 7-17 まで及び 7-19 に規定された技術基準等の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書としている場合には、試験成績書に添付された写真により比較したときに、次のものに相違がないこと。
- ① 制動形式 (ディスク、ドラム)
 - ② マスタ・シリンダ形式 (シングル、タンデム、デュアル)
 - ③ 制動倍力装置の有無及び形式 (真空式、液圧式、空気式)
 - ④ 制動力制御方式 (ABS 等の有無)
 - ⑤ 駐車ブレーキ操作方式 (足踏式、ステッキ式、レバー式)

8.5. 熱害試験結果成績表

本則 7-59-1-2 (1) の規定によるほか、熱害試験結果成績表に記載されている等価慣性重量及びコーションラベル等による取扱方法の表示は、当該並行輸入自動車のものと同じでなければならない。

また、等価慣性重量は 8.3.1. (2) の取扱いに準じるものとする。

8.6. 二輪自動車等の緩衝装置

- (1) 前輪の緩衝装置のみにより車両の緩衝機能を有するように車台の製作者により製作され、後輪にばねその他緩衝装置を備えていない状態で輸入された二輪自動車等 (緩衝装置が取外されているものを除く。) は、本則 7-22-1 の規定に適合するものとする。
- (2) 車台の製作者が特定されず車名が「不明」となる二輪自動車等であって、前輪に緩衝装置を有し後輪にばねその他緩衝装置を備えていないものは、(1) に該当すると判断する。

8.7. 最大積載量

(1) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の最大積載量は、本則 7-124 の規定によるほか、該当する指定自動車等の同一型式内の類別区分中の最も大きい軸重の許容限度、車両総重量及び最大積載量を超えない範囲で指定する。

(2) (1) 以外の並行輸入自動車の最大積載量は、本則 7-124 の規定によるほか、次の規定を順次適用して指定する。

なお、①から④までの規定により指定できない場合は⑤に定める資料の提出を求めるものとする。

① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合には、当該許容限度（最大積載量の許容限度が表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。）を超えない範囲内

② COC ペーパーにより車両総重量の許容限度が明確な場合は、当該許容限度を超えない範囲内

③ WVTA ラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている場合には、当該許容限度を超えない範囲内

④ シリアル番号の解説により GVWR の範囲が判断できる場合は、当該範囲の最小の許容限度を超えない範囲内

⑤ ①から④までの規定により指定できない場合は、当該並行輸入自動車の車両総重量若しくは軸重の許容限度又は最大積載量が明らかとなる資料における当該許容限度又は最大積載量を超えない範囲内

9. 届出書等の保存期間

9.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等の日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

ただし、3.2. (2) ③の方法により提出された届出書等にあつては、別途定める方法により保存するものとする。

9.2. 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書（第 6 号様式）の原本

提出された日から 5 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

9.3. 取下願出書（第 3 号様式）

受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

9.4. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等

(1) 書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。

ただし、複数台数届出の場合にあつては、この限りでない。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から 4 年を経過した日

② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から 1 年を経過した日

別表第1（別添3関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.14.1.（1）⑧に該当する書面の例
第4条の2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示別添114 牽引自動車の軸重に関する技術基準	---
第8条 原動機及び 動力伝達装置	7-9 原動機及び動力 伝達装置	審査事務規程別添7 自動車の走行性能の技術 基準	---
		審査事務規程別添8 連結車両の走行性能の技 術基準	---
	7-10 速度抑制装置	細目告示別添1 大型貨物自動車の速度抑 制装置の技術基準	---
第9条 走行装置等	7-11 走行装置	UN R141-00 タイヤ空気圧監視装置に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・M ₁ カテゴリ又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリ又はN ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R141-00 に基づく認定証の写し ④ UN R141-00 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 ・GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の PASS・MPV・TRUCK・ BUS であって、1つの車軸に複輪を備えていないもの に限る。
		UN R141-01 タイヤ空気圧監視装置に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・M カテゴリ、N カテゴリ、O ₃ カテゴリ又は O ₄ カテゴリ のものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ、N カテゴリ、O ₃ カテゴリ又は O ₄ カテゴリ のものに限る。 ③ UN R141-01 に基づく認定証の写し ④ UN R141-01 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 ・GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の PASS・MPV・ TRUCK・BUS であって、1つの車軸に複輪を備えていな いものに限る。
第10条 操縦装置	7-12 操縦装置	UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置 の配置及び識別表示等に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・L3 カテゴリのものに限る。 ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているも のに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・L3 カテゴリのものに限る。 ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているも のに限る。 ③ UN R60-00 に基づく認定証の写し ④ UN R60-00 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ 別表第3、別表第4 又は別表第5 に掲げる並行輸入自動車と

			同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載したもの （記載例）・別表第 3 適用二輪自動車
		UN R121-00 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R121-00 に基づく認定証の写し ④ UN R121-00 に基づく Eマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
		UN R121-01 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R121-01 に基づく認定証の写し ④ UN R121-01 に基づく Eマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
第 11 条 かじ取装置	7-13 かじ取装置	細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ取装置の 技術基準	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R12 に基づく認定証の写し ④ UN R12 に基づく Eマークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・ PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・ TRUCK・BUS のものに限る。 ⑦ 衝撃吸収式であることが確認できる構造図等
		細目告示別添 6 衝撃吸収式かじ取装置の 技術基準 （乗用車 H21.9.1～、 貨物車 H28.4.1～）	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R12 に基づく認定証の写し ④ UN R12 に基づく Eマークを撮影した写真
		UN R12-04 かじ取装置のフルラップ 前面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R12-04 に基づく認定証の写し ④ UN R12-04 に基づく Eマークを撮影した写真
		UN R12-05 かじ取装置のフルラップ 前面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。

			<p>③ UN R12-05 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R12-05 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
		UN R79-01 かじ取装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ、N カテゴリ又は0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ、N カテゴリ又は0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R79-01 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R79-01 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
		UN R79-02 かじ取装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ、N カテゴリ又は0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ、N カテゴリ又は0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R79-02 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R79-02 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
		UN R79-03 かじ取装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ、N カテゴリ又は0 カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ、N カテゴリ又は0 カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R79-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R79-03 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
第 11 条の 2 施錠装置等	7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9 イモビライザの技術基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R97 又は UN R116 に基づく認定証の写し</p> <p>④ 欧州連合指令 74/61/EEC 又は 95/56/EEC に基づく認定証の 写し</p> <p>⑤ UN R97 又は UN R116 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑥ 欧州連合指令 74/61/EEC 又は 95/56/EEC に基づくⒺマーク を撮影した写真</p> <p>⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p>
		UN R162-00 イモビライザに係る協定 規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R162-00 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R162-00 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの 制動装置	細目告示別添 10 トラック及びバスの制動 装置の技術基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₂ カテゴリ、M₃ カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₂ カテゴリ、M₃ カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R13 に基づく認定証の写し</p> <p>④ 欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証の写し</p>

			<p>⑤ UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑥ 欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⒸマークを撮影した写真</p> <p>⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑧ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真+ア又はイの計算式を満たすことが確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PASS 又は GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 3,500kg 以下の自動車であること。 <p>ア $W/w \leq 1.41$</p> <p>イ $\frac{(W+W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leq 27.63$</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> W：車両総重量 (kg) w：車両重量 (kg) W'：回転部分相当重量 (kg) <p style="margin-left: 40px;">普通トラック $W'=0.07W$</p> <p style="margin-left: 40px;">バス・小型トラック $W'=0.05W$</p> <p style="margin-left: 40px;">F：審査時車両状態でブレーキテストを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和 (kg)</p> <hr/> <p>技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの</p> <p>(a) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 3,500kg 以下の自動車であること。 <p>(適合性を証することができる試験項目)</p> <p>常温時制動試験、常温時高速制動試験(積車状態のみ(最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の自動車に限る。))、フェード試験、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS 故障警報装置の作動確認試験、駐車制動装置の静的性能試験</p> <p>(b) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) を超え 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 3,500kg を超えた自動車であること。 <p>(適合性を証することができる試験項目)</p> <p>常温時制動試験(積車状態のみ)、常温時高速制動試験(積車状態のみ)、制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験、可変式制動力配分装置故障時制動試験、ABS 故障警報装置の作動確認試験、駐車制動装置の静的性能試験</p> <p>(c) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) を超える MPV・TRUCK・BUS のものに限る。
--	--	--	---

		<p>・受検車両は、液圧式ブレーキを備えた車両総重量 4,536kg を超えた自動車であること。</p> <p>(適合性を証することができる試験項目)</p> <p>常温時高速制動試験、ABS 故障警報装置の作動確認試験</p> <p>(d) 次のいずれかの計算式を満たすことが確認できるもの</p> <p>ア $W/w \leq 1.41$</p> <p>イ $\frac{(W+W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leq 27.63$</p> <p>ただし、</p> <p>W：車両総重量 (kg)</p> <p>w：車両重量 (kg)</p> <p>W'：回転部分相当重量 (kg)</p> <p>普通トラック W'=0.07W</p> <p>バス・小型トラック W'=0.05W</p> <p>F：審査時車両状態でブレーキテストを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和 (kg)</p> <p>(適合性を証することができる試験項目)</p> <p>駐車制動装置の動的性能試験</p> <p>(e) ブレーキテストのローラ回転方向に対する車両の方向が正方向及び逆方向の双方について、ブレーキテストを用いて測定した制動力が次の計算式を満たすことが確認できるもの</p> <p>$F \geq 0.18W$</p> <p>ただし、</p> <p>W：車両総重量 (kg)</p> <p>F：駐車制動装置の制動力の総和 (kg)</p> <p>なお、F を計測する場合の自動車の状態は、審査時車両状態から積車状態に至る範囲のいずれかの状態とする。</p> <p>(適合性を証することができる試験項目)</p> <p>駐車制動装置の静的性能試験</p> <p>(f) 次の計算式を満たすことが確認できるもの</p> <p>$((W-w)/w) \times 100 \leq 15.0$</p> <p>ただし、</p> <p>W：車両総重量 (kg)</p> <p>w：車両重量 (kg)</p> <p>(適合性を証することができる試験項目)</p> <p>常温時制動試験 (非積車状態のみ)、常温時高速制動試験 (非積車状態のみ)</p>
<p>細目告示別添 11 アンチロックブレーキシステムの技術基準</p>		<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₃カテゴリ、N₂カテゴリ又はN₃カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₃カテゴリ、N₂カテゴリ又はN₃カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R13 に基づく認定証の写し</p> <p>④ 欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証の写し</p> <p>⑤ UN R13 に基づく®マークを撮影した写真</p> <p>⑥ 欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく®マークを</p>

		撮影した写真 ⑦ EU加盟国の自動車検査証等の写し
	UN R13-11 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添7の2 乗用車の制動装置の技術基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R13H に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R13H に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真+ア又はイの計算式を満たすことが確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PASS 又は GVWR が 3,500kg (7,716 ポンド) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。 ・ 受検車両は、液圧式ブレーキを備えた自動車であること。 <p>ア $W/w \leq 1.35$</p> <p>イ $\frac{(W+W') \times 900}{254 \times F} + 0.833 \leq 27.63$</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> W : 車両総重量 (kg) w : 車両重量 (kg) W' : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック $W'=0.07W$ バス・小型トラック $W'=0.05W$ <p>F : 審査時車両状態でブレーキテストを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和 (kg)</p>
	技術基準通達別添7 乗用車の制動装置の技術基準	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
	細目告示別添12 乗用車の制動装置の技術基準	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
	UN R13H-01 乗用車の制動装置に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
	UN R139-00 ブレーキアシストシステムに係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
	UN R140-00 横滑り防止装置に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添13 二輪車の制動装置の技術基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ L カテゴリのものに限る。

		<p>③ UN R78 に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 93/14/EEC に基づく認定証の写し ⑤ UN R78 に基づくⓂマークを撮影した写真 ⑥ 欧州連合指令 93/14/EEC に基づくⓂマークを撮影した写真 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑧ 別表第 2 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載したもの （記載例）・別表第 2 適用二輪自動車</p> <hr/> <p>技術基準に規定された試験項目のうち一部の試験項目の適合性を証することができるもの (a) FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・駐車制動装置を装備した側車付二輪自動車のものに限る。 （適合性を証することができる試験項目） 駐車制動装置の静的性能試験</p>
	<p>UN R78-03 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・L カテゴリのものに限る。 ・車両型式の認可日が平成 19 年 7 月 1 日以降のものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③ UN R78-03 に基づく認定証の写し ④ UN R78-03 に基づくⓂマークを撮影した写真 ⑤ 別表第 3 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載したもの （記載例）・別表第 3 適用二輪自動車</p>
	<p>UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・L カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③ UN R78-04 に基づく認定証の写し ④ UN R78-04 に基づくⓂマークを撮影した写真 ⑤ 別表第 4 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載したもの （記載例）・別表第 4 適用二輪自動車</p>
	<p>UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・L カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・L カテゴリのものに限る。 ③ UN R78-05 に基づく認定証の写し ④ UN R78-05 に基づくⓂマークを撮影した写真 ⑤ 別表第 5 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 1））中の「その他」欄に記載したもの</p>

		(記載例)・別表第5適用二輪自動車
7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添14 制動液漏れ警報装置の技術基準	① FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 ・灯光により警報する装置を備えた自動車であること。 ② 警報装置が装備されていることが確認できる構造図等
7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示別添15 トレーラの制動装置の技術基準	① COC ペーパーの写し ・0 カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13 に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証の写し ⑤ UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑥ 欧州連合指令 71/320/EEC、91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⒸマークを撮影した写真 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し
	細目告示別添11 アンチロックブレーキシステムの技術基準	① COC ペーパーの写し ・04 カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・04 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13 に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、 91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づく認定証の写 し ⑤ UN R13 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑥ 欧州連合指令 71/320/EEC、85/647/EEC、88/194/EEC、 91/422/EEC、98/12/EEC 又は 2002/78/EEC に基づくⒸマークを 撮影した写真 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し
	UN R13-11 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協 定規則	[並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車について は本項目は適用しない] ① COC ペーパーの写し ・0 カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-11 に基づく認定証の写し ④ UN R13-11 に基づくⒺマークを撮影した写真
	UN R13-12 トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協 定規則	[並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車について は本項目は適用しない] ① COC ペーパーの写し ・0 カテゴリのものに限る。 ② WFTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-12 に基づく認定証の写し ④ UN R13-12 に基づくⒺマークを撮影した写真

	7-20 衝突被害軽減制 動制御装置	細目告示別添 113 衝突被害軽減制動制御装 置の技術基準	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
		UN R131-00 トラック及びバスの衝突 被害軽減制動制御装置に 係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
		UN R131-01 トラック及びバスの衝突 被害軽減制動制御装置に 係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
		UN R152-00 乗用車等の衝突被害軽減 制動制御装置に係る協定 規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
		UN R152-01 乗用車等の衝突被害軽減 制動制御装置に係る協定 規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
		UN R152-02 乗用車等の衝突被害軽減 制動制御装置に係る協定 規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
第 13 条 連結車両の 制動装置	7-21 牽引自動車及び 被牽引自動車の 制動装置	細目告示別添 93 連結車両の制動作動お くれ防止の技術基準	① COC ペーパーの写し ・ 0 カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ 0 カテゴリのものに限る。 ③ EU 加盟国の自動車検査証等の写し
		UN R13-11 トラック、バス及びトレ ーラの制動装置に係る協 定規則	[並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車について は本項目は適用しない] ① COC ペーパーの写し ・ 0 カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-11 に基づく認定証の写し ④ UN R13-11 に基づく®マークを撮影した写真
		UN R13-12 トラック、バス及びトレ ーラの制動装置に係る協 定規則	[並行輸入した車両総重量が 10t 以下の被牽引自動車について は本項目は適用しない] ① COC ペーパーの写し ・ 0 カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R13-12 に基づく認定証の写し ④ UN R13-12 に基づく®マークを撮影した写真
第 15 条	7-23	細目告示別添 16	① COC ペーパーの写し

燃料装置	燃料装置	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R34 に基づく認定証の写し ④ UN R34 に基づく㊥マークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ 細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の試験に適合しており、かつ、自動車製作者が装着したものであることが確認できる資料
	UN R34-03	車両火災の防止に係る協 定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R34-03 に基づく認定証の写し ④ UN R34-03 に基づく㊥マークを撮影した写真
	UN R34-04	車両火災の防止に係る協 定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 ③ UN R34-04 に基づく認定証の写し ④ UN R34-04 に基づく㊥マークを撮影した写真
	UN R137-00	フルラップ前面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-00 に基づく認定証の写し ④ UN R137-00 に基づく㊥マークを撮影した写真
	UN R137-01	フルラップ前面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-01 に基づく認定証の写し ④ UN R137-01 に基づく㊥マークを撮影した写真
	UN R94-03	オフセット前面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-03 に基づく認定証の写し ④ UN R94-03 に基づく㊥マークを撮影した写真
	UN R95-03	側面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。

			<p>③ UN R95-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R95-03 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
	UN R95-04 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則		<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R95-04 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R95-04 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
	UN R135-01 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則		<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R135-01 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R135-01 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
	UN R135-02 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則		<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R135-02 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R135-02 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
	細目告示別添 17 衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準		<p>① FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>・PASS 又はGVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下のMPV・TRUCK・BUS のものに限る。</p>
	UN R153-00 後面衝突時の燃料漏れ防止装置に係る協定規則		<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₁ カテゴリ又はN₁ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R153-00 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R153-00 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
第 17 条 高圧ガス燃料装置	7-25 高圧ガスの燃料装置	細目告示別添 132 圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	① 細目告示別添 132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真+様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」
		細目告示別添 133 液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準	① 細目告示別添 133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」5.に規定する刻印又は標章を撮影した写真+様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」
		UN R110-02 圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R110-02 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R110-02 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>

<p>UN R110-03 圧縮天然ガス燃料自動車 及び液化天然ガス燃料自 動車に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R110-03 に基づく認定証の写し ④ UN R110-03 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
<p>UN R110-04 圧縮天然ガス燃料自動車 及び液化天然ガス燃料自 動車に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R110-04 に基づく認定証の写し ④ UN R110-04 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
<p>UN R110-05 圧縮天然ガス燃料自動車 及び液化天然ガス燃料自 動車に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R110-05 に基づく認定証の写し ④ UN R110-05 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
<p>UN R110-06 圧縮天然ガス燃料自動車 及び液化天然ガス燃料自 動車に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R110-06 に基づく認定証の写し ④ UN R110-06 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
<p>細目告示別添 100 圧縮水素ガスを燃料とす る自動車の燃料装置の技 術基準</p>	<p>---</p>
<p>細目告示別添 118 圧縮水素ガスを燃料とす る二輪自動車及び側車付 二輪自動車の燃料装置の 技術基準</p>	<p>---</p>
<p>細目告示別添 131 圧縮水素ガスを燃料とす る自動車のガス容器及び ガス容器附属品の技術基 準</p>	<p>① 細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス 容器及びガス容器附属品の技術基準」5. に規定する刻印又は 標章 (UN R134 又は UN R146 に基づく㊦マークを除く。) を撮 影した写真+様式 16「ガス容器等再試験結果証明書」 ② UN R134 に基づく㊦マークを撮影した写真+細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容 器附属品の技術基準」別紙 1 及び別紙 6 の材料基準に適合す ることが確認できる書面+様式 16「ガス容器等再試験結果証 明書」 ③ UN R146 に基づく㊦マークを撮影した写真+細目告示別添 131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容 器附属品の技術基準」別紙 2 及び別紙 7 の材料基準に適合す ることが確認できる書面+様式 16「ガス容器等再試験結果証</p>

	明書」
GTR13 水素及び燃料電池自動車 に関する世界統一技術規則	---
UN R134-00 圧縮水素ガス燃料自動車 に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R134-00 に基づく認定証の写し ④ UN R134-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
UN R134-01 圧縮水素ガス燃料自動車 に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R134-01 に基づく認定証の写し ④ UN R134-01 に基づくⒺマークを撮影した写真
UN R146-00 圧縮水素ガス燃料二輪自 動車に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ L カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ L カテゴリのものに限る。 ③ UN R146-00 に基づく認定証の写し ④ UN R146-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
UN R135-01 ポールとの側面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-01 に基づく認定証の写し ④ UN R135-01 に基づくⒺマークを撮影した写真
UN R135-02 ポールとの側面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-02 に基づく認定証の写し ④ UN R135-02 に基づくⒺマークを撮影した写真
細目告示別添 17 衝突時における燃料漏 れ防止の技術基準	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・ PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・ TRUCK・BUS のものに限る。
UN R153-00 後面衝突時の燃料漏れ防 止装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R153-00 に基づく認定証の写し ④ UN R153-00 に基づくⒺマークを撮影した写真

第 17 条の 2 電気装置	7-26 電気装置	細目告示別添 101 燃料電池自動車の高電圧 からの乗車人員の保護に 関する技術基準	---
		細目告示別添 111 電気自動車、電気式ハイ ブリッド自動車及び燃料 電池自動車の衝突後の高 電圧からの乗車人員の保 護に関する技術基準	---
		細目告示別添 120 サイバーセキュリティシ ステムの技術基準	---
		細目告示別添 121 プログラム等改変システ ムの技術基準	---
		UN R100-02 バッテリー式電気自動車 に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R100-02 に基づく認定証の写し ④ UN R100-02 に基づく Eマークを撮影した写真
		UN R100-03 バッテリー式電気自動車 に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R100-03 に基づく認定証の写し ④ UN R100-03 に基づく Eマークを撮影した写真
		UN R136-00 バッテリー式電気二輪自 動車に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ L カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ L カテゴリのものに限る。 ③ UN R136-00 に基づく認定証の写し ④ UN R136-00 に基づく Eマークを撮影した写真
		UN R136-01 バッテリー式電気二輪自 動車に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ L カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ L カテゴリのものに限る。 ③ UN R136-01 に基づく認定証の写し ④ UN R136-01 に基づく Eマークを撮影した写真
		UN R12-04 かじ取装置のフルラップ 前面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R12-04 に基づく認定証の写し

	④ UN R12-04 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R12-05 かじ取装置のフルラップ 前面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R12-05 に基づく認定証の写し ④ UN R12-05 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R94-02 オフセット前面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-02 に基づく認定証の写し ④ UN R94-02 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R94-03 オフセット前面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R94-03 に基づく認定証の写し ④ UN R94-03 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R95-03 側面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R95-03 に基づく認定証の写し ④ UN R95-03 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R95-04 側面衝突時の乗員保護に 係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R95-04 に基づく認定証の写し ④ UN R95-04 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R135-02 ポールとの側面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-02 に基づく認定証の写し ④ UN R135-02 に基づく㊦マークを撮影した写真
UN R137-00 フルラップ前面衝突時の 乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-00 に基づく認定証の写し ④ UN R137-00 に基づく㊦マークを撮影した写真

		UN R137-01 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-01 に基づく認定証の写し ④ UN R137-01 に基づくⒺマークを撮影した写真	
		UN R153-00 後面衝突時の燃料漏れ防止装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R153-00 に基づく認定証の写し ④ UN R153-00 に基づくⒺマークを撮影した写真	
		UN R10-03 電磁両立性に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]	
		UN R10-04 電磁両立性に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]	
		UN R10-05 電磁両立性に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]	
	7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム	UN R155-00 サイバーセキュリティシステムに係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R155-00 に基づく認定証の写し ④ UN R155-00 に基づくⒺマークを撮影した写真	
		UN R156-00 プログラム等改変システムに係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R156-00 に基づく認定証の写し ④ UN R156-00 に基づくⒺマークを撮影した写真	
	第 18 条 車枠及び車体	7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	細目告示別添 23 前面衝突時の乗員保護の技術基準	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
			UN R137-00 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R137-00 に基づく認定証の写し ④ UN R137-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
			UN R137-01 フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の

		<p>カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R137-01 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R137-01 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	<p>細目告示別添 104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R94 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R94 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
	<p>UN R94-01 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R94-01 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R94-01 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
	<p>UN R94-02 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R94-02 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R94-02 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
	<p>UN R94-03 オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R94-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R94-03 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	<p>技術基準通達別添 18 の 2 側面衝突時の乗員保護の技術基準</p>	<p>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</p>
	<p>細目告示別添 24 側面衝突時の乗員保護装置の技術基準</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R95 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R95 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
	<p>UN R95-03 側面衝突時の乗員保護に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R95-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R95-03 に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
	<p>UN R95-04</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p>

	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R95-04 に基づく認定証の写し ④ UN R95-04 に基づくⒺマークを撮影した写真
7-32 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能	UN R135-00 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-00 に基づく認定証の写し ④ UN R135-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
	UN R135-01 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-01 に基づく認定証の写し ④ UN R135-01 に基づくⒺマークを撮影した写真
	UN R135-02 ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R135-02 に基づく認定証の写し ④ UN R135-02 に基づくⒺマークを撮影した写真
7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能	細目告示別添 99 歩行者頭部保護の技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-00 又は UN R127-01 に基づく認定証の写し ④ UN R127-00 又は UN R127-01 に基づくⒺマークを撮影した写真
	UN R127-02 歩行者保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-02 に基づく認定証の写し ④ UN R127-02 に基づくⒺマークを撮影した写真
	UN R127-03 歩行者保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-03 に基づく認定証の写し ④ UN R127-03 に基づくⒺマークを撮影した写真
	UN R127-04	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し

		歩行者保護に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R127-04 に基づく認定証の写し ④ UN R127-04 に基づくⒺマークを撮影した写真
	7-34 バスの車両転覆時の車体強度	UN R66-02 バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₂ カテゴリ又は M₃ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₂ カテゴリ又は M₃ カテゴリのものに限る。 ③ UN R66-02 に基づく認定証の写し ④ UN R66-02 に基づくⒺマークを撮影した写真
第 18 条の 2 巻込防止装置等	7-37 突入防止装置	技術基準通達別添 19 突入防止装置の技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ N₂ カテゴリ、N₃ カテゴリ、O₃ カテゴリ又は O₄ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ N₂ カテゴリ、N₃ カテゴリ、O₃ カテゴリ又は O₄ カテゴリのものに限る。 ③ UN R58 に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づく認定証の写し ⑤ UN R58 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑥ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づくⒸマークを撮影した写真 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑧ 突入防止装置の識別要領について（平成 4 年 5 月 22 日付け自技第 86 号自審第 611 号）に基づき識別標識リベットを撮影した写真
		細目告示別添 25 突入防止装置の技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ N₂ カテゴリ、N₃ カテゴリ、O₃ カテゴリ又は O₄ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ N₂ カテゴリ、N₃ カテゴリ、O₃ カテゴリ又は O₄ カテゴリのものに限る。 ③ UN R58 に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づく認定証の写し ⑤ UN R58 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑥ 欧州連合指令 70/221/EEC、81/333/EEC、97/19/EEC 又は 2000/8/EEC に基づくⒸマークを撮影した写真 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑧ 突入防止装置の識別要領書について（平成 17 年 8 月 31 日付け国自技第 121 号国自審第 792 号）に基づき識別標識リベットを撮影した写真
		UN R58-02 突入防止装置に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ、N カテゴリ又は O カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の

			<p>カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R58-02 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R58-02 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
		<p>UN R58-03 突入防止装置に係る協定規則</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ、N カテゴリ又は 0 カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R58-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R58-03 に基づく㊥マークを撮影した写真</p>
	<p>7-38 前部潜り込み防止装置</p>	<p>細目告示別添 107 前部潜り込み防止装置の 技術基準</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N₂ カテゴリ又は N₃ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N₂ カテゴリ又は N₃ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R93 に基づく認定証の写し</p> <p>④ 欧州連合指令 2000/40/EEC に基づく認定証の写し</p> <p>⑤ UN R93 に基づく㊥マークを撮影した写真</p> <p>⑥ 欧州連合指令 2000/40/EEC に基づく㊦マークを撮影した写真</p>
<p>第 20 条 乗車装置</p>	<p>7-40 乗車装置</p>	<p>細目告示別添 27 内装材料の難燃性の技術 基準</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真</p> <p>③ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>④ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		<p>細目告示別添 28 インストルメントパネル の衝撃吸収の技術基準</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R21 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R21 に基づく㊥マークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・ TRUCK・BUS のものに限る。 <p>◇現車審査時において、インストルメントパネルの表面は硬い 部材でないものであって、かつ、金属等の露出がないことが 確認できる場合には、書面を省略することができる。</p>
		<p>細目告示別添 87 サンバイザの衝撃吸収の 技術基準</p>	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R21 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R21 に基づく㊥マークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・

			TRUCK・BUSのものに限る。
		UN R21-01 内部突起に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し ・M₁カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M₁カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R21-01 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R21-01 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
第 22 条 座席	7-42 座席	技術基準通達別添 22 座席及び座席取付装置の 技術基準	<p>① COC ペーパーの写し ・M₁カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M₁カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R17 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に 取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整 位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略す ることができる。（貨物自動車に限る。）</p>
		技術基準通達別添 23 シートバック後面の衝撃 吸収の技術基準	<p>① COC ペーパーの写し ・M₁カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M₁カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R17 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>◇現車審査時において、シートバック後面の表面は硬い部材で ないものであって、かつ、金属等の露出がないことが確認で きる場合には、書面を省略することができる。</p>
		細目告示別添 30 座席及び座席取付装置の 技術基準	<p>① COC ペーパーの写し ・M₁カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M₁カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R17 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に 取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整 位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略す ることができる。（貨物自動車に限る。）</p>
		UN R17-07	① COC ペーパーの写し

<p>座席及び座席取付装置に係る協定規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・M₁カテゴリ、M₂カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・M₁カテゴリ、M₂カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R17-07 に基づく認定証の写し ④ UN R17-07 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 <ul style="list-style-type: none"> ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t を超えるものを除く。 <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）</p>
<p>UN R17-08 座席及び座席取付装置に係る協定規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・M₁カテゴリ、M₂カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・M₁カテゴリ、M₂カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R17-08 に基づく認定証の写し ④ UN R17-08 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 <ul style="list-style-type: none"> ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t を超えるものを除く。 <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）</p>
<p>UN R17-09 座席及び座席取付装置に係る協定規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・M₁カテゴリ、M₂カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・M₁カテゴリ、M₂カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R17-09 に基づく認定証の写し ④ UN R17-09 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 <ul style="list-style-type: none"> ・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t を超えるものを除く。 <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）</p>
<p>UN R17-10 座席及び座席取付装置に係る協定規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・M₁ カテゴリ、M₂ カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・M₁ カテゴリ、M₂ カテゴリ又はNカテゴリのものに限る。

			<p>③ UN R17-10 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17-10 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量 5t を超えるものを除く。</p> <p>◇現車審査時において、座席及び座席取付装置が車体に確実に取付けられており、かつ、座席の調整機構が全ての座席調整位置に保持できることが確認できる場合には、書面を省略することができる。（貨物自動車に限る。）</p>
		UN R80-02 バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₂ カテゴリ又は M₃ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₂ カテゴリ又は M₃ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R80-02 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R80-02 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p>
		UN R80-03 バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M₂ カテゴリ又は M₃ カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・M₂ カテゴリ又は M₃ カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R80-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R80-03 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>
第 22 条の 3 座席ベルト等	7-44 座席ベルト等	細目告示別添 31 座席ベルト取付装置の技術基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R14 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R14 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		UN R14-06 座席ベルト取付装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R14-06 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R14-06 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R14-07 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R14-07 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>

	⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
UN R14-08 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく認定証の写し ④ UN R14-07 又は UN R14-08 に基づくⒺマークを撮影した写真 等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
UN R14-09 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R14-09 に基づく認定証の写し ④ UN R14-09 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
細目告示別添 32 座席ベルトの技術基準	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16 に基づく認定証の写し ④ UN R16 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
UN R16-05 座席ベルトに係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16-05 に基づく認定証の写し ④ UN R16-05 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
UN R16-06 座席ベルトに係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16-06 に基づく認定証の写し ④ UN R16-06 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真
UN R16-07 座席ベルトに係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R16-07 に基づく認定証の写し

			<p>④ UN R16-07 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		UN R16-08 座席ベルトに係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R16-08 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R16-08 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
第 22 条の 4 頭部後傾抑 止装置等	7-46 頭部後傾抑止装 置	技術基準通達別添 27 頭部後傾抑止装置の技術 基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真</p> <p>③ UN R17 又は UN R25 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17 又は UN R25 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>◇現車審査時において、頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構 造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われているこ とが確認できる場合には、書面を省略することができる。</p>
		細目告示別添 34 頭部後傾抑止装置の技術 基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真</p> <p>③ UN R17 又は UN R25 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17 又は UN R25 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		UN R17-10 座席及び座席取付装置に 係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>・M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <p>・M1 カテゴリ、M2 カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。</p> <p>③ UN R17-10 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R17-10 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <p>・専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であっ て、車両総重量 5t を超えるものを除く。</p>
第 22 条の 5 年少者用補 助乗車装置 等	7-47 年少者用補助乗 車装置等	細目告示別添 35 年少者用補助乗車装置の 技術基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真</p> <p>③ UN R44 又は UN R129 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R44 又は UN R129 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		UN R44-04 年少者用補助乗車装置に 係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <p>② WVTA ラベルを撮影した写真</p> <p>③ UN R44-04 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R44-04 に基づく㊦マークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p>
		UN R129-00	① COC ペーパーの写し

		改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R129-00 に基づく認定証の写し ④ UN R129-00 に基づく㊦マークを撮影した写真
		UN R129-01 改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R129-01 に基づく認定証の写し ④ UN R129-01 に基づく㊦マークを撮影した写真
		UN R129-02 改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R129-02 に基づく認定証の写し ④ UN R129-02 に基づく㊦マークを撮影した写真
		UN R129-03 改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R129-03 に基づく認定証の写し ④ UN R129-03 に基づく㊦マークを撮影した写真
		UN R14-07 座席ベルト取付装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。 ③ UN R14-07 に基づく認定証の写し ④ UN R14-07 に基づく㊦マークを撮影した写真 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 ・PASS、GVWR が 3,855kg (8,500 ポンド) 以下の MPV・TRUCK 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の BUS のもの に限る。
		UN R145-00 年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M カテゴリ又はN カテゴリのものに限る。 ③ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく認定証の写し ④ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく㊦マークを撮影した写 真 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 ・PASS、GVWR が 3,855kg (8,500 ポンド) 以下の MPV・TRUCK 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の BUS のもの に限る。
第 25 条 乗降口	7-50 乗降口	技術基準通達別添 29 の 2 とびらの開放防止の技術 基準	① COC ペーパーの写し ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R11 に基づく認定証の写し ④ UN R11 に基づく㊦マークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真 ・PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるもので

			あり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。 (車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。)
		細目告示別添 36 とびらの開放防止の技術 基準	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R11 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R11 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 <p>◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。 (車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。)</p>
		UN R11-03 ドアラッチ及びヒンジに 係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R11-03 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R11-03 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し</p> <p>⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 <p>◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。 (車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。)</p>
		UN R11-04 ドアラッチ及びヒンジに 係る協定規則	<p>① COC ペーパーの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>② WVTa ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 <p>③ UN R11-04 に基づく認定証の写し</p> <p>④ UN R11-04 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PASS・MPV・TRUCK のものに限る。 <p>◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合には、書面を省略することができる。 (車両総重量 3.5t 超の貨物自動車に限る。)</p>
第 29 条 窓ガラス	7-54 窓ガラス	細目告示別添 37 窓ガラスの技術基準	① 7-54-13-1 (8) に規定する記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号を撮影した写真
		UN R43-01	① 7-54-1 (8) に規定する記号又はこれらと同程度以上の規格

		窓ガラスに係る協定規則	に基づく記号を撮影した写真
第 30 条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則	[別表第 1 は適用しない (6. 12. 2. によること)]
		UN R51-03 四輪自動車の車外騒音に係る協定規則	[別表第 1 は適用しない (6. 12. 2. によること)]
第 31 条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	7-58 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持	細目告示別添 47 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準	[別表第 1 は適用しない (6. 20. によること)]
		細目告示別添 48 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準	---
		細目告示別添 115 二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準	---
	7-61 燃料蒸発ガス発散防止装置	技術基準通達別添 41 ガソリン自動車燃料蒸発ガス測定の技術基準	---
		細目告示別添 49 燃料蒸発ガスの測定方法	---
		細目告示別添 117 二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法	---
	第 32 条 前照灯等	7-67 配光可変型前照灯	UN R123-00 配光可変型前照灯に係る協定規則
UN R123-01 配光可変型前照灯に係る協定規則			① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R123-01 に基づく認定証の写し ④ UN R123-01 に基づくⒺマークを撮影した写真
UN R149-00 照射灯火の統一規定に係る協定規則 (配光可変型前照灯に係る部分に限る。)			① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R149-00 に基づく認定証の写し ④ UN R149-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
UN R149-01 照射灯火の統一規定に係る協定規則 (配光可変型前照灯に係る部分に限る。)			① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R149-01 に基づく認定証の写し ④ UN R149-01 に基づくⒺマークを撮影した写真

		細目告示別添 52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準（配光可変型前照灯に係る部分に限る。）	① COC ペーパーの写し ② WVTA ラベルを撮影した写真 ③ UN R48-02 以降に基づく認定証の写し ④ UN R48-02 以降に基づくⒺマークを撮影した写真
第 43 条の 5 盗難発生警報装置	7-101 盗難発生警報装置	細目告示別添 78 盗難発生警報装置の技術基準	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R97 又は UN R116 に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 74/61/EEC 又は 95/56/EEC に基づく認定証の写し ⑤ UN R97 又は UN R116 に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑥ 欧州連合指令 74/61/EEC 又は 95/56/EEC に基づくⒺマークを撮影した写真 ⑦ EU 加盟国の自動車検査証等の写し
		UN R163-00 盗難発生警報装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M ₁ カテゴリ又は N ₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R163-00 に基づく認定証の写し ④ UN R163-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
第 43 条の 6 車線逸脱警報装置	7-102 車線逸脱警報装置	UN R130-00 車線逸脱警報装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₂ カテゴリ、M ₃ カテゴリ、N ₂ カテゴリ又は N ₃ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M ₂ カテゴリ、M ₃ カテゴリ、N ₂ カテゴリ又は N ₃ カテゴリのものに限る。 ③ UN R130-00 に基づく認定証の写し ④ UN R130-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
		UN R130-01 車線逸脱警報装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M ₂ カテゴリ、M ₃ カテゴリ、N ₂ カテゴリ又は N ₃ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M ₂ カテゴリ、M ₃ カテゴリ、N ₂ カテゴリ又は N ₃ カテゴリのものに限る。 ③ UN R130-01 に基づく認定証の写し ④ UN R130-01 に基づくⒺマークを撮影した写真
第 43 条の 8 事故自動緊急通報装置	7-104 事故自動緊急通報装置	UN R144-00 事故自動緊急通報装置に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R144-00 に基づく認定証の写し ④ UN R144-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
第 43 条の 9	7-105	UN R151-00	① COC ペーパーの写し

側方衝突警報装置	側方衝突警報装置	側方衝突警報装置に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R151-00 に基づく認定証の写し ④ UN R151-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
第 43 条の 10 車両後退通報装置	7-105 の 2 車両後退通報装置	UN R165-00 車両後退通報装置に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① UN R165-00 に基づく認定証の写し ② UN R165-00 に基づくⒺマークを撮影した写真
第 44 条 後写鏡等	7-106 後写鏡	細目告示別添 80 車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリのものに限る。 ③ 欧州連合指令 71/127/EEC、79/795/EEC、85/205/EEC、86/562/EEC 又は 88/321/EEC に基づく認定証の写し ④ 欧州連合指令 71/127/EEC、79/795/EEC、85/205/EEC、86/562/EEC 又は 88/321/EEC に基づくⒸマークを撮影した写真 ⑤ EU 加盟国の自動車検査証等の写し ⑥ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 <p>◇現車審査時において、車室内後写鏡が脱落式であることが確認できる場合には、書面を省略することができる。</p>
		UN R46-04 間接視界に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R46-04 に基づく認定証の写し（後方等確認装置にあっては、取付けに係るものに限る。） ④ UN R46-04 に基づくⒺマークを撮影した写真（後方等確認装置にあっては、本則 7-106-9-3-2 (1) の適合性が確認できる資料が添付されていること。）
		UN R46-05 間接視界に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R46-05 に基づく認定証の写し（後方等確認装置にあっては、取付けに係るものに限る。） ④ UN R46-05 に基づくⒺマークを撮影した写真（後方等確認装置にあっては、本則 7-106-3-2 (1) の適合性が確認できる資料が添付されていること。）
	7-107 直前及び側方の視界	UN R166-00 直前直左右確認装置に係る協定規則	<ul style="list-style-type: none"> ① COC ペーパーの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ M₁ カテゴリ又は N₁ カテゴリのものに限る。 ③ UN R166-00 に基づく認定証の写し（取付けに係るものに限る。）

第 44 条の 2 後退時車両 直後確認装 置	7-108 後退時車両直後 確認装置	UN R158-00 後退時車両直後確認装置 に係る協定規則	① COC ペーパーの写し ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ② WVTA ラベルを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点の カテゴリが確認できる資料 ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 ③ UN R158-00 に基づく認定証の写し（取付けに係るものに限 る。） ④ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真 ・ PASS 又は GVWR が 4,536kg (10,000 ポンド) 以下の MPV・ TRUCK・BUS のものに限る。
第 46 条の 2 事故情報計 測・記録装置	7-110 の 2 事故情報計測・記 録装置	UN R160-00 事故情報計測・記録装置 に係る協定規則	[並行輸入自動車については本項目は適用しない]
第 48 条 自動運行装 置	7-113 自動運行装置	保安基準第 48 条に定め る基準	---
		UN R157-00 高速道路等における運行 時に車両を車線内に保持 する機能を有する自動運 行装置に係る協定規則	---
第 50 条 旅客自動車 運送事業用 自動車	7-119 旅客自動車運送 事業用自動車	細目告示別添 91 連節バスの構造要件	---
		細目告示別添 92 2 階建バスの構造要件	---
		審査事務規程別添 14 ワンマンバスの構造要件	---
		審査事務規程別添 15 ワンマンバスの構造要件 (平成 24 年 6 月 30 日以 前に製作された自動車に 適用)	---
備考 (1) 「COC ペーパーの写し」又は「EU 加盟国の自動車検査証等の写し」が提出された場合は、現車審査が終了す るまでの間に届出者に対し原本の提示を求め、提出された写しと照合するものとする。 (2) 少数生産車の場合には、「COC ペーパー」、「WVTA ラベル」及び「EU 加盟国の自動車検査証等」は適用しな い。 (3) EU 加盟国以外の国において生産された自動車の場合には、「EU 加盟国の自動車検査証等」は適用しない。			

別表第2（別添3関係）

二輪車の制動装置の技術基準に適合している自動車一覧表
 （保安基準適用年月日が平成23年6月17日以前の自動車に適用）

(1) カワサキモーターズ株式会社

車名・型式	原動機の型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、下線部 は変化有り)	原動機の型式	通称名	主な 輸出先	備考
カワサキ ZX900A	ZX900AE	6785 (H3. 2. 6)	GPZ900R	ZX900A-000000	ZX900AE	GPZ900R	マレーシア	H10.11.27 フロント6ボルト リキヤハに 変更
〃	〃	〃	〃	JKAZX2A1*EA000000	ZX900AE	NINJA	US	〃
〃	〃	〃	〃	JKAZX2A1*LA000000	ZX900AE	GPZ900R	オーストラリア	〃
〃	〃	〃	〃	ZX900A-000000	ZX900AE	GPZ900R	EU	〃
カワサキ ZX750N	ZX750NE	8450 (H8. 1. 16)	ニンジャ ZX-7RR	JKAZX750NNA000000	ZX750NE	NINJA ZX-7RR	EU	
〃	〃	〃	〃	JKAZXDN1*VA000000	ZX750NE	NINJA ZX-7RR	US	
カワサキ ZRT10C	ZXT10CE	8691 (H8. 11. 5)	ZRX1100	JKAZRT10CCA000000	ZXT10CE	ZRX1100	EU	
〃	〃	〃	〃	JKAZRBC1*XA000000	ZXT10CE	ZRX1100	US	
〃	〃	〃	〃	JKAZRBC1*XA000000	ZXT10CE	ZRX1100	オーストラリア	
カワサキ ZRT10C	ZXT10CE	8691 (H8. 11. 5)	ZRX1100-II	JKAZRT10CDA000000	ZXT10CE	ZRX1100	EU	
カワサキ ZX400N	ZX400KE	7260 (H5. 1. 14)	ZZ-R400	JKAZX600EEA000000	ZX600DE	ZZ-R600	EU	
〃	〃	〃	〃	JKAZX4E1*XA000000	ZX600DE	NINJA ZX-6	US	
〃	〃	〃	〃	JKAZX4E1*XA000000	ZX600DE	NINJA ZX-6	オーストラリア	
カワサキ ZX400L	ZX400GE	6767 (H2. 12. 4)	ZXR400	JKAZX400LLA000000	ZX400GE	ZXR400	EU	
〃	〃	〃	〃	ZX400L-000000	ZX400GE	ZXR400	シカゴホール	
〃	〃	〃	〃	ZX400L-000000	ZX400GE	ZXR400	韓国	
カワサキ VNT50G	VNT50AE	9025 (H9. 12. 5)	バルカン 1500 クラシックツアラー	JKAVNT50GGA000000	VNT50AE	VN1500 CLASSIC TOURER	EU	
〃	〃	〃	〃	JKBVNAG1*XA000000	VNT50AE	VULCAN NOMAD	US	
〃	〃	〃	〃	JKBVNAG1*XA000000	VNT50AE	VULCAN NOMAD	オーストラリア	
〃	〃	〃	〃	VNT50G-000000	VNT50AE	VULCAN NOMAD	マレーシア	
カワサキ VN800A	VN800AE	8402 (H7. 10. 9)	バルカン 800	JKBVN800AA000000	VN800AE	VN800	EU	
〃	〃	〃	〃	JKBVNCA1*XA000000	VN800AE	VULCAN 800	US	
〃	〃	〃	〃	VN800A-000000	VN800AE	VN800	韓国	
カワサキ	VNT50AE	11013	バルカン 1500	JKBVNAP1*2A000000	VNT50AE	VULCAN	US	

BC-VNT50P		(H13. 5. 31)	ミンストリーク			1500 MEAN STREAK		
カワサキ BC-VNT50G	VNT50AE	10474 (H12. 1. 14)	バルカン 1500 クラシックツアラー Fi	<u>JKBVNAL1*YA000000</u>	VNT50AE	VULCAN 1500 NOMAD Fi	US	
カワサキ BC-VNT50J	VNT50AE	10475 (H12. 1. 14)	バルカン 1500 クラシック Fi	<u>JKBVNAN1*YA000000</u>	VNT50AE	VULCAN 1500 CLASSIC Fi	US	
カワサキ BC-ZRT20A	ZRT20AE	10902 (H13. 2. 21)	ZRX1200R	<u>JKAZR9A1*1A000000</u>	ZRT20AE	ZRX1200R	US	
〃	〃	〃	ZRX1200S	<u>JKAZR9B1*1A000000</u>	ZRT20AE	ZRX1200S	US	
〃	〃	〃	ZRX1200R ZRX1200S	<u>ZRT20A-000000</u>	ZRT20AE	ZRX1200R ZRX1200S	マレーシア	
カワサキ ZR750F	ZR750CE	9412 (H10. 11. 27)	ZR-7	<u>JKAZRDF1*XA000000</u>	KZ750EE	ZR-7	US	
カワサキ BC-ZR750F	ZR750CE	10881 (H12. 12. 27)	ZR-7	<u>JKAZRDF1*YA000000</u>	KZ750EE	ZR-7	US	
〃	〃	〃	ZR-7S	<u>JKAZRDH1*1A000000</u>	KZ750EE	ZR-7S	US	
カワサキ EJ650A	EJ650AE	9305 (H10. 11. 27)	W650	<u>JKAEJEA1*YA000000</u>	EJ650AE	W650	US	
カワサキ BC-EJ650A	EJ650AE	10903 (H13. 2. 21)	〃	<u>JKAEJEA1*1A000000</u>	EJ650AE	W650	US	
カワサキ BC-VN900B	VN900BE	15643 (H18. 12. 19)	バルカン 900 クラシック	<u>JKAVN900BBA000000</u>	VN900BE	VN900 CLASSIC	EU	
〃	〃	〃	〃	<u>JKAVN2B1*7A000000</u>	〃	VULCAN 900 CLASSIC	US オーストラリア	
〃	〃	〃	バルカン 900 カスタム	<u>JKAVN900CCA000000</u>	〃	VN 900 Custom	EU	
〃	〃	〃	〃	<u>JKAVN2C1*7A000000</u>	〃	VULCAN 900 Custom	US オーストラリア	

(2) スズキ株式会社

車名・型式	原動機 の型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、下線部 は変化有り)	原動機 の型式	通称名	主な 輸出先	備考
スズキ VT51A	T501	8723 (H8. 12. 17)	TL1000S	<u>JS1AG111100100001</u>	T501 T503	TL1000S	欧州・ 豪州	
〃	〃	〃	〃	<u>JS1VT51A*Y2100001</u>	T501	〃	US・カナダ	
スズキ VT52A	〃	9030 (H10. 1. 13)	TL1000R	<u>JS1AM111100100001</u>	T504 T505	TL1000R	欧州・ 豪州	
〃	〃	〃	〃	<u>JS1VT52A*Y2100001</u>	T504	〃	US・カナダ	
スズキ GR7DA	R726	8422 (H7. 11. 21)	GSX-R750	<u>JS1GR7DA000500001</u>	R731 R732 R733	GSX-R750	欧州・ 豪州	
〃	〃	〃	〃	<u>JS1GR7DA*X2100001</u>	R731	〃	US・カナダ	
スズキ	P503	10017	SV650	<u>JS1AV111100100001</u>	P503	SV650	欧州・	

VP52A		(H11. 3. 26)	SV650S		P505	SV650S	豪州	
〃	〃	〃	〃	<u>JS1VP52A*Y2100001</u>	P503	〃	US・カナダ	

(3) 本田技研工業株式会社

車名・型式	原動機の型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、下線部 は変化有り)	原動機 の型式	通称名	主な 輸出先	備考
ホンダ BC-PC35	PC35E	10058 (H11. 4. 5)	CBR600F	JH2PC35 <u>*YM000001</u>	PC35E	CBR600F	US・カナダ	
ホンダ RC42	RC17E	7065 (H4. 1. 17)	CB750	JH2RC38 <u>0*XM000001</u>	RC38E	CB750	US・カナダ	管理上の 都合で型 式は異な る
ホンダ RC44	RC44E	8757 (H9. 2. 12)	シャドウ(750)	JH2RC44 <u>0*YM000001</u>	RC44E	VT750C	US・カナダ	
ホンダ BC-RC46	RC46E	9041 (H10. 3. 20)	VFR	JH2RC46 <u>0*YM000001</u>	RC46E	VFR800FI	US・カナダ	
ホンダ RD07	RD04E	7266 (H5. 2. 16)	アフリカツイン	JH2RD07 <u>A*YM000001</u>	RD04E	XRV750	EU	
ホンダ SC36	SC36E	8792 (H9. 3. 21)	ファイアーストーム	JH2SC36 <u>0*YM000001</u>	SC36E	VTR1000F	US・カナダ	
ホンダ オブ アメリカ BC-SC22	SC22E	9137 (H10. 7. 28)	コールドウイング SE	1HFSC22 <u>0*YM000001</u>	SC22E	GL150SE	US・カナダ	
ホンダ オブ アメリカ BC-SC34	SC34E	9172 (H10. 9. 4)	ワルキューレ	1HFSC34 <u>0*YM000001</u>	SC34E	GL1500C	US・カナダ	
ホンダ オブ アメリカ BC-SC34	〃	〃	ワルキューレツアラー	1HFSC34 <u>3*YM000001</u>	SC34E	GL1500CT	US・カナダ	
ホンダ オブ アメリカ SC39	SC39E	9026 (H9. 12. 22)	シャドウエアロ	1HFSC39 <u>0*YM000001</u>	SC39E	VT1100C3	US・カナダ	
ホンダ BC-SC42	SC42E	10398 (H11. 10. 1)	X-11	JH2SC42 <u>A*YM000001</u>	SC42E	X 11	EU	
ホンダ BC-PC34	PC25E	10489 (H12. 2. 18)	HORNET600 HORNET-S	JH2PC34 <u>A*YM000001</u>	PC25E	CB600F CB600F II	EU	
ホンダ BC-RC48	RC44E	10744 (H12. 8. 30)	シャドウ スラッシュヤー	JH2RC44 <u>0*3M000001</u>	RC44E	VT750DC	US・カナダ	管理上の 都合で型 式は異な る
ホンダ BC-RC44	RC44E	10860 (H12. 11. 20)	シャドウ	JH2RC44 <u>0*3M000001</u>	RC44E	VT750C3	US・カナダ	
ホンダ BC-PC35	PC35E	10058 (H13. 2. 16)	CBR600F4i	JH2PC35 <u>0*2M000001</u>	PC35E	CBR600F CBR600F4	US・カナダ	
ホンダ BC-PF01	PF01E	10912 (H13. 3. 16)	シルバードウイング	JH2PF01 <u>0*3K000001</u>	PF01E	FJS600	US・カナダ	
ホンダ BC-SC35	SC42E	10911 (H13. 3. 16)	CBR1100XX	JH2SC35 <u>0*3M000001</u>	SC35E	CBR1100 XX	US・カナダ	
ホンダ オブ アメリカ BC-SC47	SC47E	11049 (H13. 6. 29)	コールドウイング	1HFSC47 <u>0*3M000001</u>	SC47E	GL1800	US・カナダ	
ホンダ BC-SC48	SC48E	11112 (H13. 8. 23)	CB900 ホーネット	JH2SC48 <u>0*2M000001</u>	SC48E	CB900F	US・カナダ	
ホンダ オブ アメリカ SC46E	SC46E	11136	VTX	1HFSC46 <u>0*3M000001</u>	SC46E	VTX1800	US・カナダ	

BC-SC46		(H13. 9. 5)						
ホンダ BC-RC46	RC46E	9041 (H13. 12. 12)	VFR	<u>JH2RC460*2M000001</u>	RC46E	VFR800FI	US・カナダ	
ホンダ BC-SC50	SC50E	11334 (H14. 2. 8)	CBR954RR	<u>JH2SC500*3M000001</u>	SC50E	CBR954RR	US・カナダ	
ホンダ BC-PC37	PC37E	11861 (H15. 6. 17)	CBR600RR	<u>JH2PC370*3M000001</u>	PC37E	CBR600RR	US・カナダ	
ホンダ BC-RC50	RC50E	12029 (H15. 11. 28)	シヤト ^ウ	<u>JH2RC500*4M000001</u>	RC50E	シヤト ^ウ エアロ	US・カナダ	
ホンダ BC-SC57	SC57E	12368 (H16. 3. 29)	CBR1000RR	<u>JH2SC570*4M000001</u>	SC57E	CBR1000 RR	US・カナダ	
ホンダ オフアメリカ EBL-SC47	SC47E	15290 (H17. 12. 21)	コ ^ー ルト ^ウ インク ^ウ	<u>1HFSC47A*6A000001</u>	SC47E	GL1800	US・カナダ	
ホンダ EBL-PC40	PC40E	15708 (H19. 4. 13)	CBR600RR	<u>JH2PC400*7M000001</u>	PC40E	CBR600RR	US・カナダ	
ホンダ EBL-RC50	RC50E	16035 (H19. 12. 7)	シヤト ^ウ	<u>JH2RC500*8M400001</u>	RC50E	VT750C	US・カナダ	
ホンダ EBL-SC54	SC54E	16073 (H20. 2. 22)	CB1300S/SB	<u>JH2SC54A*8M400001</u>	SC54E	CB1300	EU	
ホンダ EBL-RC55	RC55E	16072 (H20. 2. 22)	DN-01	<u>JH2RC55A*8M400001</u>	RC55E	NSA700A	EU	
ホンダ EBL-SC59	SC59E	16127 (H20. 6. 10)	CBR1000RR	<u>JH2SC590*8K020001</u>	SC59E	CBR1000 RR	US・カナダ	

(4) ヤマハ発動機株式会社

車名・型式	原動機 の型式	指定番号 (指定年月日)	通称名	同一な輸出向型式 (太字部分は一定、下線部 は変化有り)	原動機 の型式	通称名	主な 輸出先	備考
ヤマハ 4TR(010)	26M	8429 (H7. 12. 5)	XVS400 ト ^ラ ック ^ス ター	<u>JYA4VR000000000000</u>	4VR	XVS650	EU	A
〃	〃	〃	〃	<u>JYA4XR000000000000</u>	4XR	〃	〃	A
ヤマハ 4TR(020)	〃	〃	XVS400C ト ^ラ ック ^ス ター	<u>JYAVM01E*XA000000</u>	M601E	XVS650A	USA CAN	A
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVM021000000000</u>	M602E	〃	EU	A
ヤマハ 3UF	3UF	6256 (H1. 7. 11)	VMAX1200	<u>JYA2WE0*XA000000</u>	2WE	VMX12	USA	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYA2WFC0*XA000000</u>	2WF	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYA2LTN0*XA000000</u>	2LT	〃	CAN	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP031000000000</u>	P602E	〃	EU	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP15100A000000</u>	2WF	〃	USA	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP20E00A000000</u>	P616E	〃	USA CAN	B
ヤマハ RP01J	P501E	9029 (H10. 1. 7)	XJR1300	<u>JYARP021000000000</u>	P502E	XJR1300	EU	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYARP024*XA000000</u>	〃	〃	AUS	B
ヤマハ RN03J	N401E	9076 (H10. 5. 8)	TDM850	<u>JYA4TXT0*XA000000</u>	4TX	TDM850	〃	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYA4TX000000000000</u>	〃	〃	EU	B
ヤマハ VP10J	4PP	9356 (H11. 1. 13)	XVS1100 ト ^ラ ック ^ス ター	<u>JYAVP051000000000</u>	P604E	XVS1100	EU	B

〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP054*XA000000</u>	〃	〃	AUS	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP11E*XA000000</u>	P608E	〃	USA CAN	B
ヤマハ VP12J	P609E	9443 (H11. 2. 19)	XV1600A ポートスター	<u>JYAVP02N*XA000000</u>	P601E	XV1600	〃	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP07N*XA000000</u>	〃	〃	〃	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYAVP081000000000</u>	P606E	〃	EU	B
ヤマハ BC-SJ04J	J404E	12539 (H16. 6. 30)	XP500TMAX	<u>JYASJ031000000000</u>	J403E	XP500	EU	B
〃	〃	〃	〃	<u>JYASJ0325A000000</u>	〃	〃	AUS	B

注：備考欄の記号の説明

A：排気量差以外同一型式

B：管理上の都合で型式は異なる

別表第3（別添3関係）

UN R78-03（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）
に適合している自動車一覧表

(1) カワサキモーターズ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
EJ800A	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800AAA000000</u>	欧州		○	—
EJ800B	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800BBA000000</u> <u>JKBEJCB1*KA000000</u>	欧州 カナダ		○	○
EJ800C	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800BCA000000</u> <u>JKBEJCC1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○
EJ800D	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800BDA000000</u> <u>JKBEJCD1*LA000000</u>	欧州 米国		○	○
EJ800E	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800EEA000000</u>	欧州		○	○
EJ800F	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800EFA000000</u>	欧州		○	○
EJ800G	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800EGA000000</u>	欧州		○	○
EJ800J	MEGURO K3	EJ800AE	<u>JKBEJ800EJA000000</u>	欧州		○	○
EN650A	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650ADA000000</u> <u>JKAENEA1*FDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650B	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650ABDA000000</u> <u>JKAENEB1*FDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650C	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650CCDA000000</u> <u>JKAENEC1*HDA000000</u>	アジア 米国		○	—
EN650D	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DDDA000000</u> <u>JKAENED1*HDA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	—
EN650E	VULCAN S ABS	ER650AE	<u>JKAEN650DEDA000000</u> <u>JKAEN650EEDA000000</u> <u>JKAENEE1*HDA000000</u>	欧州 アジア 米国		○	—
EN650J	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650JDA000000</u> <u>JKAENEJ1*MDA000000</u>	欧州 アジア		○	○
ER300A	Z300	EX300AE	<u>JKAER300ADA000000</u>	欧州		○	○
ER300B	Z300 ABS	EX300AE	<u>JKAER300ABDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
ER400D	Z400	EX400GE	<u>JKAER400DDDA000000</u> <u>JKAERKD1*KDA000000</u>	欧州 米国		○	○
ER650C	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650CCDA000000</u> <u>JKAEREC1*9DA000000</u>	欧州 米国		○	—
ER650D	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650CDDA000000</u>	欧州		○	—
ER650E	ER-6n	ER650AE	<u>JKAER650EEDA000000</u>	欧州		○	—
ER650F	ER-6n ABS	ER650AE	<u>JKAER650EFDA000000</u>	欧州		○	—
ER650G	Z650	ER650AE	<u>JKAER650GGDA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKAEREG1*HDA000000</u>	米国		○	—
ER650H	Z650 ABS	ER650AE	<u>JKAER650HHDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAEREH1*HDA000000</u>	米国		○	—
ER650K	Z650	ER650KE	<u>ML5ER650KKDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5EREK1*LDA000000</u>	米国		○	—
EX300A	Ninja 300	EX300AE	<u>JKAEX300ADA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAEX8A1*EDA000000</u>	米国・アジア		○	—

EX300B	Ninja 300 ABS	EX300AE	<u>JKAEX300ABDA00000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAEX8B1*EDA00000</u>	米国・アジア		○	—
EX400G	Ninja 400	EX400GE	<u>JKAEX400GGDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	<u>JKAEX400JDA00000</u>	アジア		○	○
EX650C	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650CCDA00000</u>	欧州		○	—
			<u>JKAEXEC1*9DA00000</u>	米国			
EX650D	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650CDDA00000</u>	欧州		○	—
EX650E	ER-6f	ER650AE	<u>JKAEX650EEDA00000</u>	欧州		○	—
	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEXEE1*CDA00000</u>	米国		○	—
EX650F	ER-6f ABS	ER650AE	<u>JKAEX650EFDA00000</u>	欧州		○	—
EX650J	Ninja 650	ER650AE	<u>JKAEX650JDA00000</u>	アジア		○	○
			<u>JKAEXEJ1*HDA00000</u>	米国		○	—
EX650K	Ninja 650 ABS	ER650AE	<u>JKAEX650KKDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAEXEK1*HDA00000</u>	米国		○	—
EX650M	Ninja 650	ER650KE	<u>ML5EX650MMDA00000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5EXEM1*LDA00000</u>	米国		○	—
LE300C	Versys-X 300 ABS	EX300AE	<u>JKALE300CCDA00000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALE8C1*HDA00000</u>	米国		○	—
LE650A	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650AAA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKALEEA1*8A000000</u>	米国			
LE650B	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650ABA000000</u>	欧州		○	—
LE650C	VERSYS	ER650AE	<u>JKALE650CCA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKALE650CCDA000000</u>	欧州			
			<u>JKALEEC1*AA000000</u>	米国			
			<u>JKALEEC1*BDA000000</u>	米国			
LE650D	VERSYS ABS	ER650AE	<u>JKALE650CDA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKALE650CDDA000000</u>	欧州			
LE650E	VERSYS 650	ER650AE	<u>JKALE650EEDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALEEE1*FDA000000</u>	米国		○	—
LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	<u>JKALE650EFDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALEEF1*FDA000000</u>	米国		○	—
LZT00A	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00AAA0000000</u>	欧州		○	—
LZT00B	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00BBA0000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALZCB1*FA00000000</u>	米国		○	—
LZT00C	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00CCA0000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALZCC1*KA00000000</u>	カナダ		○	—
LZT00D	VERSYS 1000 SE	ZRT00DE	<u>JKALZT00CDA00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALZCD1*KA00000000</u>	米国		○	—
SC300C	J300	WS60B	<u>RGSC40020*00000000</u>	欧州		○	○
VN900B	VN900 CLASSIC	VN900BE	<u>JKAVN900BBA00000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 065001以降に適用	○	—
VN900C	VN900 Custom	VN900BE	<u>JKAVN900CCA00000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 045001以降に適用	○	—
VNT70B	VN1700 VOYAGER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70ABA00000000</u>	欧州		○	—
VNT70C	VN1700 CLASSIC TOURER	VNT70AE	<u>JKBVNT70CCA000000000</u>	欧州		○	—
VNT70D	VN1700 CLASSIC TOURER ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70CDA000000000</u>	欧州		○	—

VNT70E	VN1700 CLASSIC	VNT70AE	<u>JKBVNT70EEA000000</u>	欧州		○	—
VNT70F	VN1700 CLASSIC ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70EFA000000</u>	欧州		○	—
VNT70K	VN1700 VOYAGER CUSTOM ABS	VNT70AE	<u>JKBVNT70JKA000000</u>	欧州		○	—
VNW00H	VN2000 CLASSIC	VNW00AE	<u>JKBVNW00HHA000000</u>	欧州		○	—
ZGT40C	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40CCA000000</u> <u>JKBZGNC1*AA000000</u>	欧州 米国		○	—
ZGT40E	1400 GTR ABS	ZXT40AE	<u>JKBZGT40EEA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKBZGNE1*FA000000</u>	米国		○	—
ZR750L	Z750	ZR750JE	<u>JKAZR750LLA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 115001以降に適用	○	—
ZR750M	Z750 ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750LMA000000</u>	欧州	打刻様式の下6桁が 115001以降に適用	○	—
ZR750N	Z750R	ZR750JE	<u>JKAZR750NNA000000</u>	欧州		○	—
ZR750P	Z750R ABS	ZR750JE	<u>JKAZR750NPA000000</u>	欧州		○	—
ZR800A	Z800	ZR800AE	<u>JKBZR800ADA000000</u>	欧州・アジア		○	—
ZR800B	Z800 ABS	ZR800AE	<u>JKBZR800ABDA000000</u>	欧州		○	—
ZR800C	Z800	ZR800CE	<u>JKBZR800CCDA000000</u>	欧州		○	—
ZR800D	Z800 ABS	ZR800CE	<u>JKBZR800CDDA000000</u>	欧州		○	—
ZR900A	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900AADA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKAZR2A1*HDA000000</u>	米国		○	—
ZR900B	Z900 ABS	ZR900BE	<u>JKAZR900BBDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAZR2B1*HDA000000</u>	米国		○	—
ZR900C	Z900RS	ZR900BE	<u>JKAZR900CCA000000</u>	欧州・アジア		○	○
ZR900E	Z900RS CAFE	ZR900BE	<u>JKAZR900CEA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAZR900EEA000000</u>	アジア		○	○
ZR900F	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900FFA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5ZR900FFDA000000</u>				
			<u>ML5ZRDF1*LDA000000</u>	米国			
ZR900K	Z900RS	ZR900BE	<u>JKAZR900KKA000000</u>	欧州		○	○
ZR900L	Z900RS CAFE	ZR900BE	<u>JKAZR900KLA000000</u>	欧州		○	○
ZR900M	Z900 SE	ZR900BE	<u>JKAZR900FMA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAZR2M1*NA000000</u>	米国			
			<u>JKAZR900MMA000000</u>	アジア			
			<u>ML5ZR900MDA000000</u>				
ZR900N	Z900RS SE	ZR900BE	<u>JKAZR900KNA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAZR2N1*NA000000</u>	米国			
			<u>JKAZR900NNA000000</u>	アジア			
ZRT00D	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRT00DDA000000</u>	欧州		○	—
			<u>JKAZRCD1*AA000000</u>	米国			
ZRT00E	Z1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZRT00DEA000000</u>	欧州		○	—
ZRT00F	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRT00FFA000000</u>	欧州・アジア		○	—
			<u>JKAZRCF1*EA000000</u>	アジア			
ZRT00G	Z1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZRT00FGA000000</u>	欧州・アジア		○	—
			<u>JKAZRCG1*EA000000</u>	米国・アジア			
ZRT00H	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRT00HHA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAZRCH1*HA000000</u>	米国		○	—
ZRT00J	Z1000	ZRT00DE	<u>JKAZRT00HJA000000</u>	欧州		○	○

			<u>JKAZRT00JJA000000</u>	アジア			
			<u>JKAZRCJ1*HA000000</u>	カナダ		○	—
ZRT00K	Z H2	ZXT00NE	<u>JKAZRT00KKA000000</u> <u>JKAZRCK1*LA000000</u>	欧州 米国		○	○
ZRT00L	Z H2 SE	ZXT00NE	<u>JKAZRT00KLA000000</u> <u>JKAZRCL1*MA000000</u>	欧州 米国		○	○
ZX600R	Ninja ZX-6R	ZX600PE	<u>JKAZX600RRA000000</u> <u>JKAZX4R1*9A000000</u>	欧州 米国		○	—
ZX636E	Ninja ZX-6R	ZX636EE	<u>JKBZX636EEA000000</u> <u>JKBZXJE1*EA000000</u>	欧州 米国・アジア		○	—
ZX636F	Ninja ZX-6R ABS	ZX636EE	<u>JKBZX636EFA000000</u> <u>JKBZXJF1*EA000000</u>	欧州 米国・アジア		○	—
ZX636G	Ninja ZX-6R	ZX636EE	<u>JKBZX636GGA000000</u> <u>JKBZXJG1*KA000000</u>	欧州・アジア 米国		○	○
ZXT00E	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	<u>JKAZXT00EEA000000</u> <u>JKAZXCE1*8A000000</u>	欧州 米国		○	—
ZXT00F	Ninja ZX-10R	ZXT00DE	<u>JKAZXT00FFA000000</u> <u>JKAZXCF1*AA000000</u>	欧州 米国		○	—
ZXT00G	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXT00GGA000000</u> <u>JKAZXCG1*BA000000</u>	欧州 米国		○	—
ZXT00H	Z1000SX ABS	ZRT00DE	<u>JKAZXT00GHA000000</u>	欧州		○	—
	Ninja 1000 ABS	ZRT00DE	<u>JKAZXCH1*CA000000</u>	米国		○	—
ZXT00J	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKAZXT00JJA000000</u> <u>JKAZXCJ1*BA000000</u>	欧州 米国		○	—
ZXT00K	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	<u>JKAZXT00JKA000000</u> <u>JKAZXCK1*BA000000</u>	欧州 米国		○	—
ZXT00L	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXT00LLA000000</u> <u>JKAZXCL1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア		○	—
ZXT00M	Z1000SX ABS	ZRT00DE	<u>JKAZXT00LMA000000</u> <u>JKAZXCM1*EA000000</u>	欧州・アジア 米国・アジア		○	—
ZXT00N	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKAZXT00NNA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAZXCN1*FA000000</u>	米国		○	—
ZXT00R	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKAZXCR1*GA000000</u>	米国		○	—
ZXT00S	Ninja ZX-10R ABS	ZXT00JE	<u>JKAZXT00SSA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAZXCS1*GA000000</u>	米国		○	—
ZXT00W	Z1000SX	ZRT00DE	<u>JKAZXT00WWA000000</u>	欧州・アジア		○	○
	Ninja 1000	ZRT00DE	<u>JKAZXCW1*HA000000</u>	米国		○	—
ZXT00X	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKAZXT00XXA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKAZXCX1*HA000000</u>	米国		○	—
ZXT00Z	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKAZXT00SZA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAZXT00ZZA000000</u>	アジア			
			<u>JKAZXCZ1*HA000000</u>	米国		○	—
ZXT02A	Ninja H2 SX	ZXT00NE	<u>JKBZXT02AAA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXVA1*JA000000</u>	米国			
ZXT02B	Ninja H2 SX SE	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ABA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT02BBA000000</u>	アジア			
			<u>JKBZXVB1*JA000000</u>	米国			
ZXT02C	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02CCA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKBZXVC1*JA000000</u>	米国		○	—

ZXT02D	Ninja H2 SX SE+	ZXT00NE	<u>JKBZXT02ADA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXVD1*KA000000</u>	米国			
ZXT02E	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EEA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKBZXVE1*KA000000</u>	米国			
ZXT02G	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EGA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT02GGA000000</u>	アジア			
			<u>JKBZXVG1*KA000000</u>	米国			
ZXT02H	Ninja ZX-10R SE	ZXT00JE	<u>JKBZXT02EHA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXT02HHA000000</u>	アジア			
			<u>JKBZXVH1*KA000000</u>	米国			
ZXT02J	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKBZXT02JJA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKBZXVJ1*KA000000</u>	米国			
ZXT02K	Ninja 1000SX	ZXT02KE	<u>JKBZXT02KKA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXVK1*LA000000</u>	米国			
ZXT02L	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXT02LLA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXVL1*MA000000</u>	米国・アジア			
ZXT02N	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXT02LNA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKBZXVN1*MA000000</u>	米国・アジア			
ZXT40C	Ninja ZX-14	ZXT40AE	<u>JKBZXNC1*BA000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—
ZXT40D	ZZR1400 ABS	ZXT40AE	<u>JKBZXT40CDA000000</u>	欧州		○	—
ZXT40E	Ninja ZX-14R	ZXT40EE	<u>JKBZXNE1*CA000000</u>	米国		○	—
ZXT40F	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40EFA000000</u>	欧州		○	—
ZXT40H	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	欧州		○	○
	Ninja ZX-14R ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HHA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKBZXNH1*GA000000</u>	米国		○	—
ZXT40J	ZZR1400 ABS	ZXT40EE	<u>JKBZXT40HJA000000</u>	欧州		○	○
	Ninja ZX-14R ABS SE	ZXT40EE	<u>JKBZXT40JJA000000</u>	アジア		○	○
			<u>JKBZXNJ1*GA000000</u>	米国		○	—

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
BU	AN650	P506	<u>JS1BU142600000000</u> <u>JS1BU142700000000</u>	欧州 欧州		○	○
C1	VL1500	Y514	<u>JS1C111110000000</u> <u>JS1C111210000000</u> <u>JS1C111130000000</u> <u>JS1C111230000000</u>	欧州 欧州 豪州 豪州		○	—
C3	GSX-R600	N738	<u>JS1C311110000000</u> <u>JS1C311200000000</u>	欧州 豪州		○	—
C4	GSX-R750	R747	<u>JS1C411110000000</u> <u>JS1C411200000000</u>	欧州 豪州		○	—
C5	GSR750	R749	<u>JS1C511110000000</u>	欧州		○	—
			<u>JS1C511210000000</u>	欧州			
			<u>JS1C511200000000</u>	豪州			
	GSR750A	R749	<u>JS1C511220000000</u>	豪州		○	—

	GSX-S750A	R749	<u>JS1C533AZ00000000</u>	欧州		○	○		
C7	DL650A	P513	<u>JS1C7111100000000</u>	欧州		○	—		
			<u>JS1C7111200000000</u>	豪州					
			<u>JS1C733AZ00000000</u>	欧州					
		<u>JS1C733EZ00000000</u>	アジア		○	○			
		<u>JS1C733MZ00000000</u>	欧州						
P514	<u>JS1C743FZ00000000</u>	欧州				○	○		
	<u>JS1C743NZ00000000</u>	欧州							
CA	VZR1800	Y506	<u>JS1CA111100000000</u>	欧州					
			<u>JS1CA111200000000</u>	欧州		○	—		
			<u>JS1CA121300000000</u>	豪州					
Y507	<u>JS1CA211100000000</u>	欧州			○	—			
CK	GSX1300R	X704	<u>JS1CK111300000000</u>	豪州		○	—		
	GSX1300RA	X704	<u>JS1CK111600000000</u>	欧州		○	—		
			<u>JS1CK111800000000</u>	豪州					
CX	SFV650	P511	<u>JS1CX111200000000</u>	豪州		○	—		
	SV650	P511	<u>JS1CX123500000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX123600000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX124500000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX124600000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX123900000000</u>	豪州					
			<u>JS1CX124900000000</u>	豪州					
			<u>JS1CX123B00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX123C00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX123D00000000</u>	豪州			○	○	
			<u>JS1CX124B00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX124C00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX124D00000000</u>	豪州					
			<u>JS1CX163B00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX163C00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX164B00000000</u>	欧州					
			<u>JS1CX164C00000000</u>	欧州					
			P512	<u>JS1CX243B00000000</u>	欧州				
				<u>JS1CX243C00000000</u>	欧州				
				<u>JS1CX243D00000000</u>	豪州				
<u>JS1CX244B00000000</u>	欧州								
<u>JS1CX244C00000000</u>	欧州								
<u>JS1CX244D00000000</u>	豪州				○	○			
<u>JS1CX273B00000000</u>	欧州								
<u>JS1CX273C00000000</u>	欧州								
<u>JS1CX274B00000000</u>	欧州								
<u>JS1CX274C00000000</u>	欧州								
CY	GSX-R1000	T717	<u>JS1CY111100000000</u>	欧州		○	—		
			<u>JS1CY111200000000</u>	豪州					
DD	DL1000A	U501	<u>JS1DD111100000000</u>	欧州		○	—		
			<u>JS1DD111200000000</u>	豪州					
			<u>JS1DD124500000000</u>	欧州		○	○		
			<u>JS1DD121200000000</u>	豪州					
DG	GSX-S1000A	T719	<u>JS1DG1122G0000000</u>	欧州		○	—		
			<u>JS1DG322200000000</u>	欧州		○	○		

			<u>JS1DG322200000000</u>	豪州			
	GSX-S1000FA	T719	<u>JS1DG114460000000</u>	欧州		○	—
			<u>JS1DG324400000000</u>	欧州		○	○
	GSX-S1000S	T719	<u>JS1DG325500000000</u>	欧州			
			<u>JS1DG375700000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1DG325500000000</u>	豪州			
		T720	<u>JS1DG455500000000</u>	欧州		○	○
DM	GSX-R1000A	DTA1	<u>JS1DM11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1DM11AZ00000000</u>	豪州			
	GSX-R1000RA	DTA1	<u>JS1DM11GZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1DM11GZ00000000</u>	豪州			
DU	AN400	K432	<u>JS1DU11AZ00000000</u>	欧州		○	○
GN7FA	GSX-R600	N738	<u>JS1GN7FA*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
GR7MA	GSX-R750	R747	<u>JS1GR7MA*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
GT78A	GSX-R1000	T717	<u>JS1GT78A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
GT78B	GSX-R1000A	T717	<u>JS1GT78B*F0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「F」以降 (F, G, H...)に適用	○	—
GT7AA	GSX-S1000A	T719	<u>JS1GT7AA*G0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「G」以降 (G, H...)に適用	○	—
GT7CA	GSX-S1000FA	T719	<u>JS1GT7CA*G0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「G」以降 (G, H...)に適用	○	—
GT7DB	GSX-S1000S	T719	<u>JS1GT7DB*L0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「L」以降 (L, M...)に適用	○	○
GW72B	GSF1250SA	W705	<u>JS1GW72B*G0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「G」以降 (G, H...)に適用	○	—
GX72A	GSX1300R	X704	<u>JS1GX72A*B0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「B」以降 (B, C, D...)に適用	○	—
GX72B	GSX1300RA	X704	<u>JS1GX72B*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10桁目が「D」以降 (D, E, F...)に適用	○	—
VP55A	SFV650	P511	<u>JS1VP55A*C0000000</u>	カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
VP55B	SFV650A	P511	<u>JS1VP55B*C0000000</u>	カナダ	打刻様式の先頭から 10桁目が「C」以降 (C, D, E...)に適用	○	—
	SV650	P511	<u>JS1VP55B*H0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から	○	—

					10 桁目が「H」以降 (H, J・・・)に適用		
VP56A	DL650A	P513	<u>JS1VP56A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
VU51A	DL1000A	U501	<u>JS1VU51A*E0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「E」以降 (E, F, G・・・)に適用	○	—
VY53A	VZR1800	Y505	<u>JS1VY53A*C0000000</u>	米国・カナダ	打刻様式の先頭から 10 桁目が「C」以降 (C, D, E・・・)に適用	○	—
VY56A	VL1500	Y513	<u>JS1VY56A*D0000000</u>	米国	打刻様式の先頭から 10 桁目が「D」以降 (D, E, F・・・)に適用	○	—

(3) 本田技研工業株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
PC40	CBR600RR CBR600RA	PC40E	<u>JH2PC40*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10 桁目が「A」以降 (A, B, C・・・)に適用	○	—
PF01	FJS600D	PF01E	<u>JH2PF01C*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—
	FJS600A	PF01E	<u>JH2PF01D*BK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10 桁目が「B」以降 (B, C, D・・・)に適用	○	—
RC50	Shadow Aero VT750CS	RC50E	<u>JH2RC50C*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10 桁目が「A」以降 (A, B, C・・・)に適用	○	—
RC55	NSA700A	RC55E	<u>JH2RC55A*9K000001</u>	EU		○	—
RC58	Shadow RS VT750S	RC58E	<u>JH2RC580*AK000001</u>	EU・US		○	—
RC60	VFR800X	RC60E	<u>JH2RC60A*BK000001</u>	EU		○	—
RC61	NC700S NC700SA NC700SD	RC61E	<u>JH2RC61A*CK000001</u>	EU・カナダ		○	—
RC62	NC700D	RC61E	<u>JH2RC62A*CK000000</u>	EU		○	—
RC63	NC700X NC700XA NC700XD	RC61E	<u>JH2RC63A*CK000001</u>	EU・US		○	—
RC79	VFR800F	RC79E	<u>JH2RC79A*EK000001</u>	EU・US		○	—
RC80	VFR800X	RC79E	<u>JH2RC80A*EK000001</u>	EU		○	—
SC54	CB1300 CB1300S CB1300SA	SC54E	<u>JH2SC54E*AK000001</u>	EU	打刻様式の先頭から 10 桁目が「A」以降 (A, B, C・・・)に適用	○	—
SC59	CBR1000RR CBR1000RA	SC59E	<u>JH2SC590*AK000001</u>	EU・US	打刻様式の先頭から 10 桁目が「A」以降 (A, B, C・・・)に適用	○	—

SC61	Fury VT1300CX	SC61E	<u>JH2SC610*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC63	VFR1200F VFR1200FD	SC63E	<u>JH2SC631*AK000001</u>	EU・US		○	—
SC66	Stateline	SC61E	<u>JH2SC660*AK000001</u>	US		○	—
SC67	Sabre	SC61E	<u>JH2SC670*AK000001</u>	US		○	—
SC68	GL1800	SC47E	<u>JH2SC68A*CK000001</u>	EU・US		○	—
SC70	VFR1200X VFR1200XD VFR1200XL VFR1200XDL	SC70E	<u>JH2SC70A*CK000001</u>	EU		○	—
SC77	CBR1000RA CBR1000S1 CBR1000S2	SC77E	<u>JH2SC77A*HK000001</u> <u>JH2SC77B*HK000001</u> <u>JH2SC77C*HK000001</u>	EU・アジア		○	○

(4) ヤマハ発動機株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-03	UN R60-00
DP01	XT1200Z	P401E	<u>JYADP015000000000</u> <u>JYADP017000000000</u>	EU AUS		○	○
DP03	XT1200Z	P403E	<u>JYADP03E000000000</u> <u>JYADP03N000000000</u>	US CAN		○	—
DP04	XT1200Z	P404E	<u>JYADP041000000000</u> <u>JYADP044000000000</u>	EU AUS		○	○
	XT1200ZE	P404E	<u>JYADP046000000000</u> <u>JYADP048000000000</u>	EU AUS		○	○
DP05	XT1200ZE	P406E	<u>JYADP05E000000000</u> <u>JYADP05N000000000</u>	US CAN		○	—
DP06	XT1200Z	P406E	<u>JYADP06E000000000</u> <u>JYADP06N000000000</u>	US CAN		○	—
DP07	XT1200ZE	P408E	<u>JYADP070000000000</u>	EU		○	○
RH04	SR400	H332E	<u>JYARH04E000000000</u>	US		○	—
RH05	SR400	H333E	<u>JYARH051000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ15	YZF-R6	J515E	<u>JYARJ150000000000</u>	EU		○	○
RJ16	YZF-R6	J516E	<u>JYARJ16N000000000</u>	CAN		○	—
			<u>JYARJ16E000000000</u>	US			
			<u>JYARJ16Y000000000</u>	US			
RJ18	XJ6	J518E	<u>JYARJ18E000000000</u>	US		○	—
RJ19	XJ6S XJ6F	J519E	<u>JYARJ191000000000</u>	EU		○	○
			<u>JYARJ194000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ195000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ197000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ198000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19A000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ19B000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19G000000000</u>	EU			
			<u>JYARJ19K000000000</u>	AUS			
			<u>JYARJ19L000000000</u>	EU			
<u>JYARJ19N000000000</u>	AUS						

RJ22	XJ6	J523E	<u>JYARJ221000000000</u> <u>JYARJ224000000000</u> <u>JYARJ225000000000</u> <u>JYARJ227000000000</u> <u>JYARJ228000000000</u> <u>JYARJ229000000000</u>	EU/AUS		○	○
RJ27	YZF-R6	J529E	<u>JYARJ270000000000</u>	EU/AUS		○	○
RM04	MT07	M401E	<u>JYARM040000000000</u>	EU		○	○
RN16	FZ1	N513E	<u>JYARN161000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN17	FZ1	N514E	<u>JYARN17E000000000</u>	US/CAN		○	—
RN18	TDM900	N404E	<u>JYARN181000000000</u> <u>JYARN182000000000</u>	EU AUS		○	○
RN22	YZF-R1	N519E	<u>JYARN221000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN23	YZF-R1	N520E	<u>JYARN23E000000000</u>	US/CAN		○	—
RN25	FZ8	N522E	<u>JYARN251000000000</u> <u>JYARN252000000000</u> <u>JYARN255000000000</u> <u>JYARN256000000000</u> <u>JYARN259000000000</u> <u>JYARN25F000000000</u> <u>JYARN25G000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN27	FZ8	N524E	<u>JYARN27E000000000</u>	US/CAN		○	—
RN28	FZ8	N524E	<u>JYARN28N000000000</u>	CAN		○	—
RN29	MT09	N701E	<u>JYARN291000000000</u> <u>JYARN297000000000</u>	EU/AUS		○	○
RN32	YZF-R1/R1M	N526E	<u>JYARN320000000000</u>	EU		○	○
RN33	MT09	N702E	<u>JYARN33E000000000</u> <u>JYARN33N000000000</u>	US CAN		○	—
RN39	YZF-R1/R1M	N527E	<u>JYARN39E000000000</u> <u>JYARN39N000000000</u>	US CAN		○	—
RN40	YZF-R1M	N527E	<u>JYARN40N000000000</u> <u>JYARN40E000000000</u> <u>JYARN40Y000000000</u>	CAN US US		○	—
RN42	YZF-R1S	N529E	<u>JYARN42E000000000</u>	US		○	○
RN45	MT10	N530E	<u>JYARN450000000000</u>	EU		○	○
RN48	MT10	N531E	<u>JYARN48N000000000</u>	CAN		○	—
RN49	YZF-R1	N532E	<u>JYARN490000000000</u> <u>JYARN49R000000000</u>	EU		○	○
	YZF-R1M	N532E	<u>JYARN490000000000</u>	EU		○	○
RP19	XJR1300C	P515E	<u>JYARP194000000000</u>	EU		○	○
RP21	VMAX	P623E	<u>JYARP211000000000</u>	EU/AUS		○	○
RP23	FJR1300A	P516E	<u>JYARN230000000000</u>	EU/AUS		○	○
RP28	FJR1300-AE	P519E	<u>JYARN280000000000</u>	EU		○	○
SH05	YP400	H322E	<u>JYASH055000000000</u> <u>JYASH057000000000</u> <u>JYASH058000000000</u> <u>JYASH05A000000000</u>	EU AUS EU AUS		○	○
SJ06	XP500	J406E	<u>JYASJ061000000000</u> <u>JYASJ062000000000</u>	EU AUS		○	○
SJ07	XP500	J407E	<u>JYASJ07Y000000000</u>	US/CAN		○	—

SJ09	XP500 XP500A	J409E	<u>JYASJ091000000000</u>	EU/AUS		○	○
VN01	XVS950A	N601E	<u>JYAVN01N000000000</u> <u>JYAVN01Y000000000</u> <u>JYAVN01E000000000</u>	CAN US US		○	—
VN02	XVS950A	N602E	<u>JYAVN021000000000</u> <u>JYAVN022000000000</u>	EU AUS		○	○
VN03	XVS950CU	N604E	<u>JYAVN030000000000</u>	EU		○	○
VP23	XV1900A	P618E	<u>JYAVP234000000000</u> <u>JYAVP237000000000</u>	EU EU		○	○
VP26	XVS1300A	P620E	<u>JYAVP266000000000</u>	EU		○	○
VP27	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP27E000000000</u>	US/CAN	但し、下6桁が 001402以降に限る	○	—
VP29	VMAX	P625E	<u>JYAVP29E000000000</u>	US/CAN		○	—
VP33	XVS1300CU	P629E	<u>JYAVP33E000000000</u>	US/CAN		○	—
VP34	XV1900CU	P622E	<u>JYAVP34E000000000</u>	US/CAN		○	—
VP36	XVS1300CU	P630E	<u>JYAVP361000000000</u> <u>JYAVP365000000000</u>	EU		○	○
RN65	YZF-R1	N534E	<u>JYARN650000000000</u>	EU		○	○
	YZF-R1M	N534E	<u>JYARN650000000000</u>	EU		○	○
SJ18	XP560E	J420E	<u>JYASJ181000000000</u>	EU		○	○
SJ18	XP560D	J420E	<u>JYASJ184000000000</u>	EU		○	○

別表第4（別添3関係）

UN R78-04（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）
に適合している自動車一覧表

(1) カワサキモーターズ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-04	UN R60-00
EJ800B	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800BBA000000</u> <u>JKBEJCB1*KA000000</u>	欧州 カナダ		○	○
EJ800C	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800BCA000000</u> <u>JKBEJCC1*KA000000</u>	欧州 米国		○	○
EJ800D	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800BDA000000</u> <u>JKBEJCD1*LA000000</u>	欧州 米国		○	○
EJ800E	W800	EJ800AE	<u>JKBEJ800EEA000000</u>	欧州		○	○
EJ800F	W800 STREET	EJ800AE	<u>JKBEJ800EFA000000</u>	欧州		○	○
EJ800G	W800 CAFE	EJ800AE	<u>JKBEJ800EGA000000</u>	欧州		○	○
EJ800J	MEGURO K3	EJ800AE	<u>JKBEJ800EJA000000</u>	欧州		○	○
EN650J	VULCAN S	ER650AE	<u>JKAEN650JDA000000</u> <u>JKAENEJ1*MDA000000</u>	欧州 アジア		○	○
ER400D	Z400	EX400GE	<u>JKAER400DDA000000</u> <u>JKAERKD1*KDA000000</u>	欧州 米国		○	○
ER650K	Z650	ER650KE	<u>ML5ER650KKDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5EREK1*LDA000000</u>	米国		○	—
EX400G	Ninja 400	EX400GE	<u>JKAEX400GGDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
EX400J	Ninja 400 SE	EX400GE	<u>JKAEX400JJDA000000</u>	アジア		○	○
EX650M	Ninja 650	ER650KE	<u>ML5EX650MMDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>ML5EXEM1*LDA000000</u>	米国		○	—
LE650E	VERSYS 650	ER650AE	<u>JKALE650EEDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALEEE1*FDA000000</u>	米国		○	—
LE650F	VERSYS 650 ABS	ER650AE	<u>JKALE650EFDA000000</u>	欧州・アジア		○	○
			<u>JKALEEF1*FDA000000</u>	米国		○	—
LZT00C	VERSYS 1000	ZRT00DE	<u>JKALZT00CCA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALZCC1*KA000000</u>	カナダ		○	—
LZT00D	VERSYS 1000 SE	ZRT00DE	<u>JKALZT00CDA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKALZCD1*KA000000</u>	米国		○	—
ZR900F	Z900	ZR900BE	<u>JKAZR900FFA000000</u>	欧州		○	○
			<u>ML5ZR900FFDA000000</u>	アジア			
			<u>ML5ZRDF1*LDA000000</u>	米国			
ZR900K	Z900RS	ZR900BE	<u>JKAZR900KKA000000</u>	欧州		○	○
ZR900L	Z900RS CAFE	ZR900BE	<u>JKAZR900KLA000000</u>	欧州		○	○
ZR900M	Z900 SE	ZR900BE	<u>JKAZR900FMA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAZR2M1*NA000000</u>	米国			
			<u>JKAZR900MMA000000</u>	アジア			
			<u>ML5ZR900MMDA000000</u>				
ZR900N	Z900RS SE	ZR900BE	<u>JKAZR900KNA000000</u>	欧州		○	○
			<u>JKAZR2N1*NA000000</u>	米国			
			<u>JKAZR900NNA000000</u>	アジア			
ZRT00K	Z H2	ZXT00NE	<u>JKAZRT00KLA000000</u> <u>JKAZRCL1*MA000000</u>	欧州 米国		○	○

ZRT00L	Z H2 SE	ZXT00NE	<u>JKAZX60ORRA000000</u> <u>JKAZX4R1*9A000000</u>	欧州 米国		○	○
ZXT02J	Ninja H2	ZXT00NE	<u>JKBZXVJ1*KA000000</u> <u>JKBZXT02KKA000000</u>	米国 欧州		○	○
ZXT02K	Ninja 1000SX	ZXT02KE	<u>JKBZXVK1*LA000000</u> <u>JKBZXT02LLA000000</u>	米国 欧州		○	○
ZXT02L	Ninja ZX-10R	ZXT00JE	<u>JKBZXVL1*MA000000</u> <u>JKBZXT02LNA000000</u>	米国・アジア 欧州		○	○
ZXT02N	Ninja ZX-10RR	ZXT00JE	<u>JKBZXVN1*MA000000</u> <u>JKBZXNC1*BA000000</u>	米国・アジア 米国		○	○

(2) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-04	UN R60-00
EF	DL1050	U502	<u>JS1EF11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EF11AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EF12AZ00000000</u>	欧州			
			<u>JS1EF12AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EF12JZ00000000</u>	アジア			
EJ	GSX1300R	DXA1	<u>JS1EJ11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EJ11EZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EJ11GZ00000000</u>	アジア			
			<u>JS1EJ11FZ00000000</u>	アジア			
EK	GSX-S1000	DTB1	<u>JS1EK11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EK11AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EK11FZ00000000</u>	アジア			

(3) ヤマハ発動機株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-04	UN R60-00
RN65	YZF-R1	N534E	<u>JYARN650000000000</u>	EU		○	○
	YZF-R1M	N534E	<u>JYARN650000000000</u>	EU			
SJ18	XP560E	J420E	<u>JYASJ181000000000</u>	EU		○	○
	XP560D	J420E	<u>JYASJ184000000000</u>	EU			

別表第5（別添3関係）

UN R78-05（二輪車等の制動装置）及びUN R60-00（二輪自動車等の操縦装置の配置及び識別表示等）
に適合している自動車一覧表

(1) スズキ株式会社

型式	モデル名 (通称名)	原動機 の型式	打刻様式 (太字部分は一定、 下線部は変化有り)	主な 輸出先	備考	UN R78-05	UN R60-00
DU	AN400	K432	<u>JS1DU11HZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1DU11LZ00000000</u>	アジア			
			<u>JS1DU11MZ00000000</u>	アジア		○	—
EK	GSX-S1000T	DTB1	<u>JS1EK12AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EK12AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EK12FZ00000000</u>	アジア		○	—
	GSX-S1000S	DTB1	<u>JS1EK13AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EK13AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EK13FZ00000000</u>	アジア		○	—
EF	DL1050	U502	<u>JS1EF11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EF11AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EF11JZ00000000</u>	アジア			
			<u>JS1EF11LZ00000000</u>	アジア		○	—
			<u>JS1EF13AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EF13AZ00000000</u>	豪州			
EM	DL800	FRA1	<u>JS1EM12AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EM12AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EM12DZ00000000</u>	アジア		○	—
EM	GSX800	FRA1	<u>JS1EM11AZ00000000</u>	欧州		○	○
			<u>JS1EM11AZ00000000</u>	豪州			
			<u>JS1EM11FZ00000000</u>	アジア			
			<u>JS1EM11DZ00000000</u>	アジア		○	—

別紙（別添3関係）

車両諸元概要表の記載方法

1. 記載項目の適用

次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。

区分 記載項目	乗用	貨物及び 乗合	二輪等	大特	被牽引
自動車の寸法	○	○	○	○	○
荷台オフセット	—	※	—	△	△
車両重量	○	○	○	○	○
乗車定員	○	○	○	○	○
最大積載量	—	※	—	△	△
車両総重量	○	○	○	○	○
車輪配列	○	○	○	○	○
タイヤサイズ	○	○	○	○	○
タイヤ負荷能力	○	○	○	○	○
許容限度	△	○	—	○	○
原動機及び動力伝達装置	○	○	○	○	—
燃料装置	○	○	○	○	—
電気装置	○	○	○	○	△
走行装置	○	○	○	○	○
施錠装置	△	△	△	—	—
制動装置：主ブレーキ	○	○	○	○	△
制動装置：駐車ブレーキ	○	○	△	○	○
制動装置：非常ブレーキ	—	—	—	—	○
制動装置：分離ブレーキ	—	—	—	—	○
緩衝装置	○	○	○	○	○
乗車装置	○	○	—	○	—
排出ガス発散防止装置	○	○	○	○	—
灯火装置等	○	○	○	○	○
視野確保装置	○	○	○	○	—
内圧容器	△	△	△	△	△
その他	△	○	△	△	○

備考 (1) ○印は記載が必要な項目を示し、△印は備えられていないなど特段の必要がない場合には記載を省略することができる項目を示し、—印は記載が不要な項目を示す。

(2) 区分欄の「乗用」は、乗用自動車（特種用途自動車を含む。）、「貨物及び乗合」は、貨物自動車及び乗合自動車（特種用途自動車を含む。）、「二輪等」は、二輪自動車及び側車付二輪自動車、「大特」は大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、「被牽引」は、被牽引自動車を示す。

2. 各項目の記載方法

各項目の記載方法は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目及び記載を要しない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所—印を付すこと。

2.1. 自動車の寸法

当該並行輸入自動車の「長さ」、「幅」、「高さ」及び「軸距」を記載すること。

ただし、セミトレーラにあつては、連結部（第5輪）中心から後車軸中心までの水平方向の距離を軸距とし、

3以上の車軸を有する自動車にあつては次の例により第1軸距と第2軸距に分けて前から順に記載し、その合計を付記すること。

また、フル又はセミ兼用のトレーラであつて、ドリーにオフセットがある場合には、それぞれの軸距を記載

すること。

例 3 軸車の場合 $4.400 + 1.300 = 5.700$

2.2. 荷台オフセット

当該並行輸入自動車の後車軸の中心（後車軸が2軸のものにあつては前と後の車軸の中央。ただし、荷重点が車軸の中央にないものにあつてはその荷重中心とする。）から荷台床面の中心までの水平な方向の距離を記載すること。

この場合において、牽引自動車にあつては連結部（第5輪）中心をそれぞれ荷台床面の中心とみなす。

なお、荷台床面の中心が後車軸の中心から後方にある場合には、数値の前に「-」の記号を付して記載すること。

2.3. 車両重量

当該並行輸入自動車の次表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあつては、3）を超える自動車にあつては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

軸配置	軸重欄
前1軸後1軸	「前前軸重」「後後軸重」
前1軸後2軸	「前前軸重」「後前軸重」「後後軸重」
前2軸後1軸	「前前軸重」「前後軸重」「後後軸重」
前2軸後2軸	「前前軸重」「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」
後1軸	「後後軸重」
後2軸	「後前軸重」「後後軸重」
後3軸	「前後軸重」「後前軸重」「後後軸重」

2.4. 乗車定員

当該並行輸入自動車の乗車定員（全ての折り畳み座席又は脱着式座席を含む。）を記載すること。

2.5. 最大積載量

当該並行輸入自動車の最大積載量を記載すること。

2.6. 車両総重量

当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあつては、3）を超える自動車にあつては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

2.7. 車輪配列

当該並行輸入自動車の該当する車輪配列に○印を付すこと。

ただし、該当する車輪配列がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.8. タイヤサイズ

当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態のタイヤサイズについても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあつては、3）を超える自動車にあつては、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

2.9. タイヤ負荷能力

当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

ただし、軸数の数が4（被牽引自動車にあつては、3）を超える自動車の場合には、軸重欄に「+」の記号を付して記載すること。

2.10. 許容限度

当該並行輸入自動車の2.3.の表左欄の軸配置に応じ該当する欄に記載すること。

この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の許容限度についても括弧書きで記載すること。

なお、軸数の数が4（被牽引自動車にあつては、3）を超える自動車にあつては、軸重欄に「+」の記号を付し

て記載すること。

前軸又は後軸に複数の軸を有する自動車であって、複数の軸の合計の値となる場合にあつては、複数軸の合計であることを付記すること。

2.11. 原動機及び動力伝達装置

2.11.1. 気筒配列及び気筒数

当該並行輸入自動車に備えられている原動機の該当する気筒配列に○印を付し、気筒数を記載すること。

2.11.2. 内径×行程

当該並行輸入自動車に備えられている原動機の内径及び行程を記載すること。

2.11.3. 最高出力

当該並行輸入自動車に備えられている原動機の最高出力及び最高出力時の回転数を記載すること。

この場合において、該当するいずれかの単位に○印を付すこと。

2.11.4. 燃料の種類

当該並行輸入自動車に使用する燃料の種類を記載すること。

ただし、該当する燃料がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.11.5. 燃料噴射方式

当該並行輸入自動車に備えられている原動機の燃料噴射方式に○印を付すこと。

ただし、該当する燃料噴射方式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.11.6. 変速機の種類

当該並行輸入自動車に備えられている変速機の種類に○印を付すこと。

ただし、該当する変速機の種類がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.12. 燃料装置

2.12.1. 燃料タンク：容量

当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの容量を記載すること。

ただし、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の普通自動車以外の自動車にあつては記載を省略することができる。

2.12.2. 燃料タンク：材質

当該並行輸入自動車に備えられている燃料タンクの該当する材質に○印を付すこと。

ただし、該当する材質がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.13. 電気装置

2.13.1. 点火装置

当該並行輸入自動車に備えられている原動機の該当する断続器形式に○印を付すこと。

2.14. 走行装置

2.14.1. ホイールの材質

当該並行輸入自動車に備えられているホイールの該当する材質に○印を付すこと。

ただし、該当する材質がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.14.2. 軽合金製ディスクホイールの表示

当該並行輸入自動車に備えられている軽合金製ディスクホイールの該当する表示に○印を付すこと。

ただし、該当する表示がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.15. 施錠装置

当該並行輸入自動車に備えられている施錠装置の該当する形式に○印を付すこと。

ただし、いずれの構造にも該当しない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.16. 制動装置：主ブレーキ

2.16.1. 形式

当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の該当する形式に○印を付すこと。

2.16.2. 作動系統及び制動車輪

当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の作動系統を記載するとともに、該当する制動車輪に○印を付すこと。

2.16.3. マスタシリンダ：形式

当該並行輸入自動車に備えられている制動装置のマスタシリンダの該当する形式に○印を付すこと。

2.16.4. 制動力制御装置：形式

当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の制動力制御装置の該当する形式に○印を付すこと。

ただし、該当する形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.16.5. 制動警報装置：形式

当該並行輸入自動車に備えられている制動装置の制動警報装置の該当する形式に○印を付すこと。

ただし、該当する形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.17. 制動装置：駐車ブレーキ

2.17.1. 形式

当該並行輸入自動車に備えられている駐車ブレーキの該当する形式に○印を付すこと。

2.17.2. 制動車輪

当該並行輸入自動車に備えられている駐車ブレーキの該当する制動車輪に○印を付すこと。

2.18. 制動装置：非常ブレーキ

2.18.1. 形式

当該並行輸入自動車に備えられている非常ブレーキの該当する形式に○印を付すこと。

ただし、該当する形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.19. 制動装置：分離ブレーキ

2.19.1. 形式

当該並行輸入自動車に備えられている分離ブレーキの該当する形式に○印を付すこと。

ただし、該当する形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.20. 緩衝装置

2.20.1. 前輪：ばね形式

当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。

ただし、該当するばね形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.20.2. 後輪：ばね形式

当該並行輸入自動車に備えられている緩衝装置の該当するばね形式に○印を付すこと。

ただし、該当するばね形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.21. 乗車装置

2.21.1. 座席ベルト

当該並行輸入自動車に備えられている座席ベルトの該当する形式に○印を付すこと。

当該並行輸入自動車に備えられている座席ベルトの該当する個数を記載すること。

2.21.2. 頭部後傾抑止装置

当該並行輸入自動車に備えられている頭部後傾抑止装置の該当する個数を記載すること。

2.21.3. 年少者用補助乗車装置取付具

当該並行輸入自動の年少者用補助乗車装置取付具について、該当するいずれかに○印を付すとともに、有の場合にあつては、備えられている乗車定員を記載すること。

2.22. 排出ガス発散防止装置

2.22.1. ブローバイ・ガス還元装置形式

当該並行輸入自動車に備えられているブローバイ・ガス還元装置の該当する形式に○印を付すこと。

ただし、該当する形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.22.2. 燃料蒸発ガス抑止装置形式

当該並行輸入自動車に備えられている燃料蒸発ガス抑止装置の該当する形式に○印を付すこと。

ただし、該当する形式がない場合にあつては「その他」に記載すること。

2.23. 灯火装置等

2.23.1. 走行用前照灯：個数及び色

当該並行輸入自動車に備えられている走行用前照灯の個数及び色を記載すること。

2.23.2. すれ違い用前照灯：個数及び色

当該並行輸入自動車に備えられているすれ違い用前照灯の個数及び色を記載すること。

2.23.3. 車幅灯：個数及び色

当該並行輸入自動車に備えられている車幅灯の個数及び色を記載すること。

2.23.4. 側方灯：個数及び色

当該並行輸入自動車に備えられている側方灯の個数及び色を記載すること。

2.23.5. 側方反射器：個数及び色

当該並行輸入自動車に備えられている側方反射器の個数及び色を記載すること。

- 2.23.6. 番号灯：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている番号灯の個数及び色を記載すること。
- 2.23.7. 尾灯：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている尾灯の個数及び色を記載すること。
- 2.23.8. 制動灯：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている制動灯の個数及び色を記載すること。
- 2.23.9. 補助制動灯：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている補助制動灯の個数及び色を記載すること。
- 2.23.10. 後退灯：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている後退灯の個数及び色を記載すること。
- 2.23.11. 方向指示器：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている方向指示器の個数及び色を記載すること。
- 2.23.12. 非常点滅表示灯：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている非常点滅表示灯の個数及び色を記載すること。
- 2.23.13. 前部反射器：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数及び色を記載すること。
- 2.23.14. 後部反射器：個数及び色
 当該並行輸入自動車に備えられている後部反射器の個数及び色を記載すること。
- 2.23.15. 大型後部反射器：個数
 当該並行輸入自動車に備えられている大型後部反射器の個数を記載すること。
- 2.24. 視野確保装置
- 2.24.1. 後写鏡：形式
 当該並行輸入自動車に備えられている自動車の外側線附近及び後方の視界を確保する装置の該当する形式に○印を付すこと。
- 2.24.2. 直前及び側方の視界：形式
 当該並行輸入自動車に備えられている直前及び側方の視界を確保する装置の該当する形式に○印を付すこと。
- 2.24.3. 後退時車両直後確認装置：形式
 当該並行輸入自動車に備えられている後退時車両直後確認装置の該当する形式に○印を付すこと。
- 2.25. 内圧容器
- 2.25.1. 容量
 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の容量を記載すること。
- 2.25.2. 最高使用圧力
 当該並行輸入自動車に備えられている内圧容器の容器毎の最高使用圧力を記載すること。
- 2.26. その他の装置の装備状況
- 2.26.1. 分離時の安全装置：有・無
 当該並行輸入自動車の分離時の安全装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
- 2.26.2. 過回転防止装置：有・無
 当該並行輸入自動車に備えられている原動機の過回転防止装置について、該当するいずれかに○印を付すとともに、有の場合にあつては、当該装置の作動回転数を記載すること。
- 2.26.3. タイヤ空気圧監視装置：有・無
 当該並行輸入自動車のタイヤ空気圧監視装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
- 2.26.4. イモビライザ：有・無
 当該並行輸入自動車のイモビライザについて、該当するいずれかに○印を付すこと。
- 2.26.5. 車両安定性制御装置：有・無
 当該並行輸入自動車の車両安定性制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
- 2.26.6. 衝突被害軽減制動制御装置：有・無
 当該並行輸入自動車の衝突被害軽減制動制御装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。
- 2.26.7. 前照灯夜間自動点灯機能：有・無
 当該並行輸入自動車の前照灯夜間自動点灯機能（前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず当該自動車の速度が15km/hを超える場合に夜間において常に走行用前照灯又はすれ違い用前照灯のいずれかが点灯する機能をいう。）について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.8. 配光可変型前照灯：有・無

当該並行輸入自動車の配光可変型前照灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.9. 昼間走行灯：有・無

当該並行輸入自動車の昼間走行灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.10. 緊急制動表示灯：有・無

当該並行輸入自動車の緊急制動表示灯について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.11. 盗難発生警報装置：有・無

当該並行輸入自動車の盗難発生警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.12. 車線逸脱警報装置：有・無

当該並行輸入自動車の車線逸脱警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.13. 車両接近通報装置：有・無

当該並行輸入自動車の車両接近通報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.14. 事故自動緊急通報装置：有・無

当該並行輸入自動車の事故自動緊急通報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.15. 側方衝突警報装置：有・無

当該並行輸入自動車の側方衝突警報装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。

2.26.16. 自動運行装置：有・無

当該並行輸入自動車の自動運行装置について、該当するいずれかに○印を付すこと。

第1号様式（その2）（別添3関係）

車台番号又はシリアル番号の打刻等

打刻等の位置	
拓本又は写真	

原動機打刻番号等

打刻等の位置	
拓本又は写真	

（日本産業規格 A 列 4 番）

第2号様式（別添3関係）

車両諸元概要表

自動車の寸法	長さ					cm
	幅					cm
	高さ					cm
	軸距					cm
荷台オフセット						cm
車両重量	前前軸重					kg
	前後軸重					kg
	後前軸重					kg
	後後軸重					kg
	計					kg
乗車定員						人
最大積載量						kg
車両総重量	前前軸重					kg
	前後軸重					kg
	後前軸重					kg
	後後軸重					kg
	計					kg
車輪配列		前輪駆動	後輪駆動	総輪駆動	その他（ ）	
タイヤサイズ	前前軸					
	前後軸					
	後前軸					
	後後軸					
タイヤ負荷能力	前前軸					kg
	前後軸					kg
	後前軸					kg
	後後軸					kg
許容限度	前前軸					kg
	前後軸					kg
	後前軸					kg
	後後軸					kg
	車両総重量					kg

原動機及び動力伝達装置

気筒配列及び気筒数	直列 向	V	水平対	気筒
内径×行程	mm × mm			
最高出力	kW (PS) /min ⁻¹ (rpm)			
燃料の種類	ガソリン	軽油	電気	その他（ ）
燃料噴射方式	直接噴射式 吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式 その他（ ）			
変速機の種類	自動	手動（足動）	その他（ ）	

燃料装置

燃料タンク	容量					リットル
	材質	鋼	アルミ	プラスチック	その他（ ）	

電気装置

点火装置	断続器形式	無接点式	接点式
------	-------	------	-----

走行装置

ホイールの材質	前輪	鋼	アルミ	その他 ()
	後輪	鋼	アルミ	その他 ()
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWL マーク SAE マーク	JWL-T マーク DOT マーク	自動車製作者マーク その他 ()
	後輪	JWL マーク SAE マーク	JWL-T マーク DOT マーク	自動車製作者マーク その他 ()

施錠装置

形式	ステアリングロック	ミッションロック	その他 ()
----	-----------	----------	---------

制動装置：主ブレーキ

形式	前	ディスク	ドラム	後	ディスク	ドラム
作動系統及び制動車輪		系統	全制動	前制動・後制動	クロス制動	
マスタシリンダ：形式		シングル	タンデム	デュアル		
制動倍力装置：形式		真空式	液圧式	空気式		
制動力制御装置：形式	ABS	プロポーションング	その他 ()			
制動警報装置：形式		液面レベル	差圧	その他 ()		

制動装置：駐車ブレーキ

形式	ディスク	ドラム	その他 ()
制動車輪		前輪	後輪

制動装置：非常ブレーキ

形式	スプリング式	エマージェンシバルブ式	その他 ()
----	--------	-------------	---------

制動装置：分離ブレーキ

形式	スプリング式	エマージェンシバルブ式	その他 ()
----	--------	-------------	---------

緩衝装置

ばね形式	前輪	コイル	板バネ	空気バネ	その他 ()
	後輪	コイル	板バネ	空気バネ	その他 ()

乗車装置

座席ベルト	形式	前	中	後			
	個数	前	個	中	個	後	個
頭部後傾抑止装置	個数	前	個	中	個	後	個
年少者用補助乗車装置取付具		有 (名分)			無		

排出ガス発散防止装置

ブローバイ・ガス還元装置形式	クローズド式	シールド式	その他 ()
燃料蒸発ガス抑止装置形式	キャニスター	クランクケース・ストレージ	その他 ()

灯火装置等

走行用前照灯：個数及び色		個	色
すれ違い用前照灯：個数及び色		個	色

車幅灯：個数及び色		個	色
側方灯：個数及び色		個	色
側方反射器：個数及び色		個	色
番号灯：個数及び色		個	色
尾灯：個数及び色		個	色
制動灯：個数及び色		個	色
補助制動灯：個数及び色		個	色
後退灯：個数及び色		個	色
方向指示器 ：個数及び色	前面	個	色
	後面	個	色
	側面	個	色
非常点滅表示灯 ：個数及び色	前面	個	色
	後面	個	色
	側面	個	色
前部反射器：個数及び色		個	色
後部反射器：個数及び色		個	色
大型後部反射器：個数		個	

視野確保装置

後写鏡：形式		鏡	カメラ		
直前及び側方の視界：形式	直前	鏡	カメラ	検知装置	直接視認又は後写鏡
	側方	鏡	カメラ	検知装置	直接視認又は後写鏡
後退時車両直後確認装置：形式		鏡	カメラ	検知装置	

内圧容器

容量		リットル
最高使用圧力		kPa

その他の装置の装備状況

分離時の安全装置：有・無	有	無
過回転防止装置：有・無	有：作動回転数（ rpm）	無
タイヤ空気圧監視装置：有・無	有	無
イモビライザ：有・無	有	無
車両安定性制御装置：有・無	有	無
衝突被害軽減制動制御装置：有・無	有	無
前照灯夜間自動点灯機能：有・無	有	無
配光可変型前照灯：有・無	有	無
昼間走行灯：有・無	有	無
緊急制動表示灯：有・無	有	無
盗難発生警報装置：有・無	有	無
車線逸脱警報装置：有・無	有	無
車両接近通報装置：有・無	有	無
事故自動緊急通報装置：有・無	有	無
側方衝突警報装置：有・無	有	無
自動運行装置：有・無	有	無

第3号様式（別添3関係）

並行輸入自動車届出書及び添付資料の取下願出書

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

年 月 日

(届出者の氏名又は名称)

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

(1) 車名

(2) 型式

(3) 車台番号

[シリアル番号]

(4) 主な事由

車両故障のため

顧客との売買契約破棄のため

その他 ()

(日本産業規格 A列4番)

第 5 号様式 (別添 3 関係)

年 月 日
Date : Y. M. D.

同一構造証明書
Certificate of Identical Structure

次に掲げる自動車は、同一構造の自動車として製作したことを証明します。
This certifies that the following motor vehicle have been manufactured as motor vehicle of the same structure.

車台番号 Chassis No.

※必要に応じ欄を追加すること。
Add columns as necessary.

証明者の氏名
Certifier's Name :

所属
Division :

職名
Official title :

電話番号
Phone number :

E メールアドレス
E-Mail address :

自動車製作者の名称
Manufacturer :

自動車製作者の所在地
Manufacturer's address :

証明者のサイン
Certifier's Signature :

第7号様式（別添3関係）

技術基準等宣言書

次に掲げる事項について宣言いたします。

1. 適用する並行輸入自動車 車台番号又はシリアル番号： _____

2. 技術基準等の適合性を証する書面等

1. の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
第4条の2 軸重等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第8条 原動機及び動力伝達装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第9条 走行装置等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第10条 操縦装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第11条 かじ取装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第11条の2 施錠装置等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第12条 制動装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第13条 連結車両の制動装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第15条 燃料装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第17条 高圧ガス燃料装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第17条の2 電気装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第18条 車枠及び車体	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第18条の2 巻込防止装置等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第20条 乗車装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第22条 座席	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第22条の3 座席ベルト等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第22条の4 頭部後傾抑止装置等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし
第22条の5 年少者用補助乗車装置等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 該当なし

第 25 条 乗降口	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 29 条 窓ガラス	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> 窓ガラス記号 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 30 条 騒音防止装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 31 条 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 32 条 前照灯等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 43 条の 5 盗難発生警報装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 43 条の 6 車線逸脱警報装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 43 条の 8 事故自動緊急通報装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 43 条の 9 側方衝突警報装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 43 条の 10 車両後退通報装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 44 条 後写鏡等	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
第 44 条の 2 後退時車両直後確認装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> ㊟マーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし

注：表中の略語の説明

- ・「試験成績書」：当該並行輸入自動車若しくは当該装置又は同一構造を有する自動車の試験成績書
- ・「適合証明書」：技術基準等適合証明書
- ・「認定証」：協定規則に基づく認定証
- ・「適合説明書」：指定自動車等と同一又は準ずる性能を有する構造・装置と同一である説明資料
- ・「COC」：COC ペーパー
- ・「WVTA」：WVTA ラベル
- ・「㊟マーク」：協定規則に基づく㊟マークを撮影した写真
- ・「FMVSS」：FMVSS ラベルを撮影した写真
- ・「CMVSS」：CMVSS ラベルを撮影した写真
- ・「窓ガラス記号」：細目告示第 117 条第 8 項の表で定める記号を撮影した写真
- ・「非破壊」：保安基準第 1 条の 3 ただし書きを適用するもの

3. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- (1) 本書面（添付書面を含む。）は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項又は同規則第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- (2) 1. に示す自動車は、2. に示す書面にて適合性を証する状態であることに相違ありません。
- (3) 届出者及び新規検査等の受検者が異なる場合にあつては、双方が本書面の記載事項について理解するとともに、本書面に関する責任は届出者が負います。

届出者の氏名又は名称： _____

第 8 号様式（別添 3 関係）

_____年 ____月 ____日

ラベル貼付者確認書

次に掲げる事項について宣言いたします。

1. ラベルにより判定する事項

車名 保安基準適用年月日 許容限度 技術基準等の適合性

2. ラベルの種類

WVTA FMVSS CMVSS

3. ラベルの写真

4. ラベル貼付者の連絡先

ラベル貼付者の氏名又は名称 : _____

住所 : _____

電話番号 : _____

FAX 番号 : _____

E メール : _____

上記ラベル貼付者に対し、自動車技術総合機構が連絡をとることに、あらかじめ同意します。

届出者の氏名又は名称 : _____

第 9 号様式（別添 3 関係）

年 月 日

座席ベルト非装着時警報装置構造確認書
[保安基準適用年月日が令和 2 年 9 月 1 日以降の乗用自動車及び貨物自動車
(派生した特種自動車を含む)]

今回届出する自動車（車台番号又はシリアル番号：_____）は、下表のレ点に該当する対象座席の座席ベルトが装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えているため、保安基準第 22 条の 3 第 5 項に適合しています。

なお、次の (1) から (3) まで掲げる装置に該当するものではありません。

- (1) 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
- (2) 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置
- (3) 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置

	今回届出する自動車	対象座席
<input type="checkbox"/>	乗車定員 9 人以下の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車	すべての座席
<input type="checkbox"/>	乗車定員 10 人以上の乗用自動車 車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車	運転者席及びこれと並列の座席

警報装置の状況	<input type="checkbox"/> それぞれの座席のシートベルト毎に警報装置を装備 <input type="checkbox"/> 他の座席のシートベルトと兼用した警報装置を装備
警報装置の取付位置	
警報装置の機能説明	
テルテール作動時画像	<input type="checkbox"/> 別添のとおり

上記内容に相違ありません。

確認者の氏名又は名称 : _____

住所 : _____

電話番号 : _____

第 10 号様式 (別添 3 関係)

受 付 番 号	起 案	年	月	日	書面審査担当者
	決 裁	年	月	日	
並行輸入自動車届出書及び添付資料の審査結果について					
所長 (課長)	次長	上席検査官	主席検査官	検査官	
伺					
標記について、審査事務規程本則並びに別添 3「並行輸入自動車審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。					
記					
届 出 者					
車 名		型 式			
車台番号又はシリアル番号	※少数生産車：車台番号又はシリアル番号の 3 桁目が「9」				
原動機の型式		総排気量 又は定格出力		リットル kW	
保安基準適用年月日					

現車審査における指示事項
自動車検査証の備考欄入力事項
(注：網羅的に記載するよう留意すること)

その他

第 12 号様式（別添 3 関係）

____年 ____月 ____日

殿

独立行政法人自動車技術総合機構
検査部**並行輸入自動車事前審査管理番号のお知らせ**

複数台数届出があった 1. の並行輸入自動車に係る事前審査管理番号をお知らせいたします。
なお、新規検査等の受検に際しては、本書面及び 2. に記載した書面の原本を提示していただきますようお願いいたします。
また、この事前審査管理番号を活用して新規検査等を受検することができるのは、以下の有効期限までとします。

並行輸入自動車事前審査管理番号： _____ 有効期限： _____年 ____月 ____日

1. 自動車

車名： _____ 型式： _____

車台番号

※必要に応じ欄を追加すること。

2. 現車審査時に提示を要する書面 ※届出の内容に応じて確認が必要なものを記載すること。